

# 平成26年3月 川棚町議会定例会会議録 (第1日目)

平成26年3月6日木曜日 (午前10時開会)

## 出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

## 早退議員 (1人)

7番	田崎一幸
----	------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	琴尾		繁
教育長	古賀	信	雄
総務課長			
兼選挙管理委員会書記長	山口	誠	実
企画財政課長	大川	豊	文
国体推進室長	吉永	文	典
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	中辻		徹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	住吉	克	己
産業振興課長			
兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	水谷	末	義
ダム対策室長	辻	孝	治
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	野上	英	了
行政係長	荒木	俊	行

## 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 新年度施策等の説明

日程第5 一般質問

( 1 0 : 0 0 )

**議**            **長**  ご起立願います。おはようございます。

  ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成26年3月川棚町議会定例会を開会します。

  これから本日の会議を開きます。

**議**            **長**  日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、福田徹議員及び堀田一徳議員を指名します。

**議**            **長**  次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

  お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から3月24日までの19日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

                  「な      し」の声あり

**議**            **長**  異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月24日までの19日間と決定をいたしました。なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

( 1 0 : 0 1 )

**議**            **長**  次に、日程第3、諸般の報告を行います。

  去る、1月26日に平成26年東京川棚会が開催をされましたので、私が出席をいたしております。詳しくは、広報かわたな3月号に掲載してありますので省略いたします。翌日27日には、コバレントマテリアルと日本ハム本社を町長さんと訪問して、近況報告、意見交換を行っております。

  次に、2月18日に第65回長崎県町村議会議長会定期総会が長崎市で開催をされました。総会に先立ち自治功労者への表彰伝達が行われ、その後、議事に入り平成24年度の決算承認と平成26年度事業計画ならびに予算の決定と総会決議を行っております。

  次に、2月19日に長崎県後期高齢者医療広域連合議会平成26年第1回

定例会が長崎市で開催され、平成25年度の各会計の補正予算、条例の一部改正2件、平成26年度各会計予算を決定し、2名の一般質問が行われ、閉会をいたしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が12月定例会以降、主に私が出席した会議であります。

その他お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、12月実施分、1月実施分、2月実施分が監査委員から提出をされておりますのでご一読を願います。

また、本定例会までに受け付けた「これからの勤労青年のあり方に関する要望書について」は、配布にとどめておりますのでご了承をお願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

(10:04)

**議 長** 次に、日程第4、新年度施策等の説明を行います。町長から町政運営の所信と新年度予算の概要について、平成26年度施策等に関する町長説明書を元にした説明の申し出がありましたので、これを許可します。

**町 長** 皆様おはようございます。本日ここに、平成26年川棚町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しい中、御健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして誠にありがとうございます。

平成26年度の各会計予算をはじめ、条例の制定と一部改正、その他の議案をご審議いただくにあたり、町政運営についての所信と新年度施策についての説明を申し上げます。

さて、我が国の景気につきましては、2月の月例経済報告においては、景気は緩やかに回復しているとされております。長崎県内の景気につきましては、日銀長崎支店の発表によると、緩やかに回復しつつあるとされているほか、昨年12月の有効求人倍率は0.78倍となっており、前年同月の0.65倍から回復の兆しが見えつつあると言われておりますが、本町においては、まだまだ景気回復を実感するには至っていないように思われます。

このような状況の中、国の平成26年度予算編成の基本方針が12月12日に、また平成26年度予算の政府案が同月25日にそれぞれ閣議決定され

ましたので、これを受け本町の一般会計予算等の新年度予算を編成したところでございます。予算編成にあたっては、主要財源である町税収入、地方交付税、臨時財政対策債が総じて前年度を下回るという状況の中、民生費、農林水産業費、消防費、並びに教育費の増加などに対応しなければならないことから、大変厳しい予算編成となったところでございます。しかしながら、国の公共工事に対する積極的な施策の展開を受け、既に着手をしている町道東臨港線整備事業、町道上組線整備事業、三越漁港整備事業、基幹農道川棚西部などは、継続していく必要があります、45年ぶりに開催される長崎がんばらんば国体や町制施行80周年記念事業など、例年になく大きな事業が重なったことなどにより、多額の財源不足が生じたものであり、これにつきましては、やむを得ず基金繰入金の増額により対応しているところでございます。

新年度におきましても、新たなまちづくりの指針を定めた第5次川棚町総合計画に沿ってまちづくりの将来像である「自然を愛し、くらし輝くまち」の実現を目指し、「あなたが主役の町政を」のスローガンのもと、町民の皆様のご意見やご要望をお聞きしながら、各分野における具体的施策を積極的に展開していく所存でございます。

それでは、主な施策について川棚町総合計画の5つの基本理念に沿ってご説明を申し上げます。

#### 1、すこやかで安心して暮らせるまちづくり。

福祉環境につきましては、引き続き地域見守りネットワーク体制の整備を図り、援助を必要とする方々への情報伝達手段や避難態勢を構築し、災害発生時に適切な支援が行えるよう、自主防災組織の育成と併せて平常時からの支援体制の充実に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

障害者福祉につきましては、平成25年4月1日から施行された障害者総合支援法の理念である地域社会における共生の実現に向けて、各種障害福祉サービスを提供するとともに、受給者数、受給件数の増加に対応し、障害福祉サービスにかかる給付費を増額計上し、充実に努めることといたしております。

子育て支援の充実ににつきましては、保育所の第2子無料化制度と乳幼児のおむつ処理用ごみ袋の無償配布の施策を継続するとともに、子育てをめぐる

課題を解決するための子ども子育て支援新制度の構築へ向けて、平成27年度から本格的に実施ができるよう計画し、準備を進めてまいります。

また、保育施設整備にかかる支援策として、民間保育所施設整備、並びに認定こども園の整備が計画されておりますので、国、県の措置に併せて本町においても補助金を計上いたしております。

保健医療環境の充実につきましては、住民の健康増進を願い、特定健康診査、特定保健指導で生活習慣病を予防し、がん検診等、各種検診事業において、疾病の早期発見、早期治療に結びつけるとともに、各種予防接種事業等に取り組んでまいります。なお、国民健康保険事業、介護保険事業につきましても、これまで同様、安定的な運営に努めてまいります。

また、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の充実に努め、高齢者や障害者を持った方々が生きがいを持って暮らせるまちづくりに努めてまいります。

今年4月から実施される消費税の引き上げに伴い、所得の低い方々に対して適切な配慮を行うために臨時的な措置として行われる臨時福祉給付金と、同様に子育て世代への影響を緩和するために臨時的な措置として行われる子育て世代臨時特例給付金につきましては、それぞれ給付金額、並びに事務に要する費用について予算の計上を行っており、対象者の方々に対して、速やかに支給を行うことができるよう事務を進めてまいります。

## 2、快適で安全な暮らしを支えるまちづくり。

交通情報ネットワークの整備につきましては、幹線道路や生活道路の整備が重要であり、町道東臨港線の拡幅改良工事、歩道新設工事を行ってまいりましたが、引き続き社会資本整備総合交付金事業を活用し、実施することといたしております。また、平成25年度に測量設計を行った町道上組西部線についても、平成26年度から工事に着手するよういたしております。

平成25年度から高齢者に優しいまちづくりの一環として、新たに創設した活きいきタクシー助成制度についても、引き続き地域公共交通の施策の一環として実施してまいります。

快適で住み良い環境づくりには、上下水道の整備が不可欠であります。木場地区簡易水道事業におきましては、安定的な事業運営に努めてまいります。加えて、平成24年度から着手した上水道における第7次拡張事業山道浄水場整備事業につきましては、平成26年度をもって事業完了を予定しており、

施設が完成した暁には、これまで以上に安全でおいしい水の安定供給が図られるものと期待をいたしております。公共下水道の整備につきましては、事業認可区域の東小串地区の一部、西小串地区の一部及び惣津地区において污水管渠工事を進めてまいります。

また、川棚港環境整備事業につきましては、環境保全と美しい景観づくりにおける公園、緑地の整備として、県に対して当初計画のとおりスポーツ施設の整備について、これまで強く要望してきたところでございますが、平成26年度において、県営事業として緑地工事設計が予算化されましたので、その分の県営事業負担金を計上いたしております。これにつきましては、町民の皆様喜んで利用していただけるようなスポーツ施設の整備を進めてもらえるよう、今まで以上に県に要望してまいりたいとこのように考えております。

安全、安心の確保につきましては、農村災害対策整備事業として、緊急避難路整備（上組郷棚尾線）等の工事を実施することといたしております。

消防体制の整備では、分団に配置しております消防ポンプ車について、平成26年度もポンプ車の更新を予定しており、その財源につきましては、引き続き有利な起債制度を活用したいと考えております。町内の環境整備につきましては、各地区からたくさんの要望をいただいております。財政状況が厳しいところではありますが、特に安全面の改善を最優先として、積極的に取り組んでまいります。

### 3、豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくり。

豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくりのために、学校教育や社会教育の充実を図り、スポーツレクリエーション活動の振興に努めてまいります。

平成24年度から、新たにスポーツ表彰規則を制定し、全国大会で優勝した子どもたちを表彰してきたところであります。今後も川棚町の子どもたちが、全国大会等で活躍できるよう支援をすることとし、表彰についての所要額を計上いたしております。

学校教育においては、平成26年度から教育委員会事務局に、新たに正規職員の指導主事を配置する予定であり、学校教育にかかる専門的事項の指導において、より一層の充実を図りたいと考えております。



学校施設の整備につきましては、石木小学校と小串小学校の遊具改修、川棚小学校と川棚中学校の空調改修工事を予定しているほか、小串小学校では公共下水道への接続工事を予定いたしております。

社会教育施設の整備として、公会堂における老朽化が著しい音響施設等並びにステージの引割幕の更新を予定しており、さらに文化財保護費において、三越地区の片島魚雷発射試験場跡地の公園整備を図ることとし、進入路の用地購入費を計上いたしております。

中央公園野球広場において、夜間照明設備の老朽化した投光機配線改修工事とスコアボード並びにベンチの改修について予算計上をいたしております。

#### 4、活力とにぎわいのあるまちづくり。

活力とにぎわいのあるまちづくりにつきましては、農林水産業の振興や、商工業、観光の振興が本町の重要な課題であり、全力で取り組んでまいります。平成24年10月に開催された第10回全国和牛能力共進会において、我が町で育てられた長崎和牛が日本一に輝くなど、優秀な成績を収めたところであり、これを受けて、平成25年度においては生産拡大を支援する施策を行うとともに、日本一の和牛の産地川棚町を全国に向けPRする物産展への参加や、地元飲食店の協力により「いい肉日本一フェア」を開催するなど取り組んでまいりましたが、引き続き、肉牛の生産振興と消費拡大につなげるPRについて一層力を入れていきたいと考え、所要額を計上いたしております。

また、県営事業の基幹農道川棚西部地区につきましては、平成30年度完成を目指して、平成26年度中に用地買収を完了し、本格的に工事を進めていく予定で取組みが行われております。本町としても、用地交渉等の支援を行っていく費用を計上し、事業がスムーズに進むよう協力してまいりたいと考えております。用地等を提供いただく関係者及び地域の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

水産業の振興につきましては、引き続き漁村再生交付金を活用して、三越漁港を整備する計画であり、平成26年度は片島防波堤の整備を行う予定であります。

商工業の振興につきましては、まずは川棚町の顔である駅前商店街の活性

化が、すなわち町の活性化につながるものと考えております。平成23年度から栄町自治会と商店主が中心となって開催されております100円翔店街事業は、大いに賑わいを見せておりますので、今後の益々の発展を期待し、支援を行ってまいります。

観光事業につきましては、今年がくじゃく園の開園50周年に当たる年であり、毎年開催しているくじゃく祭を、今年は記念の年にふさわしく、例年より規模を拡大して大いにPRし、より多くの集客を図り、これを機に大崎半島の恵まれた環境を知っていただき、今後の交流人口の拡大につなげていきたいと計画をしており、観光協会の御協力をいただいで事業を展開してまいります。また、大学との連携による調査研究の成果を元に、今後できるものから事業に取り組んでまいり所存でございます。

#### 5、住民と行政が共に歩むまちづくり。

協働によるまちづくりを推進するためには、住民と行政との情報意識の共有化を図ることが重要でありますので、地区や団体の要請を受け、協働のまちづくり懇談会を実施してまいりました。今後も積極的に開催していくことといたしております。

平成26年度は、町制施行80周年にあたり、これを祝していろいろな記念行事に取り組んでまいります。町制施行80周年記念事業は、平成26年度において、年間を通して様々なイベントを実施していくものであり、とりわけ45年ぶりに本県において開催される長崎がんばらんば国体の開催年度でもあり、本町で実施するホッケー競技の開催と相まって、本町においても未だかつてないほどの大変慌ただしいスケジュールになるものと予想されますが、事業の推進にあたっては、職員一丸となって取り組んでまいりたいと思っており、町民の皆様にごぞってお祝いいただけるような事業にしてまいりたいと、このように考えております。そして、先程申し上げましたように、今年が長崎がんばらんば国体の開催の年となりました。

本町においては、ホッケー競技少年男女の部が開催され、10月17日から21日の5日間にわたって、男女10チームの合計20チームにより熱戦が繰り広げられます。本町におきましても、少年の部の川棚高校の男女ホッケー一部と、成年の部の地元男女チームがそれぞれ上位入賞を目指して、日々強化に取り組んでおります。

ホッケー競技は、昭和44年に開催された一巡目の長崎国体においても川棚町が開催地であり、その時は少年男子が第3位の成績を収めました。今回は、それを上回る成績を収めるよう活躍を期待しているところでございます。大会期間中、全国からご来町される選手、役員や応援の皆様を温かいおもてなしの心でお迎えし、本町の良さを大いにPRしたいと考えておりますので、昨年のリハーサル大会以上に町民の皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

長年の懸案事項であります石木ダム建設につきましては、ご承知のように昨年9月6日に国土交通省九州地方整備局において、石木ダム建設事業についての土地収用法に基づく事業認定が告示されたところでございます。県は、引き続き話し合いによる解決を目指すとの方針を示しておりますが、平成26年において、どのような展開となるか、その推移を見守る大事な時期だと思っております。いずれにいたしましても、反対されている地権者の皆様と起業者との話し合いが円満に行われ、事業が円滑に推進されるよう、地元町長としても努力をしてみたい所存でございます。

続きまして、平成26年度予算と具体的施策等についてご説明いたします。

平成26年度予算の概要であります。一般会計におきましては、前年度比4.4%増の総額57億6千万円となっております。これは民生費、農林水産業費、消防費、教育費の伸びに伴って増加となったものであります。

まず歳入であります。町税では個人住民税において前年度の当初予算額を下回る見込みであり、固定資産税においても大きな増加が見込めないことから、町税全体として前年度比2.7%減の町税総額で11億4,500万円程度と見込んでおります。

地方交付税のうち、普通交付税は国の総額において減額方針が示されており、また個別算定経費と包括算定経費の参考伸率は市町村分はマイナスとなっていることから、2.4%程度の減収、額にして5千万円減の20億と見込んでおります。

国庫支出金は増加しておりますが、障害者自立支援費負担金が障害福祉サービス事業費の伸びにより、民生費国庫負担額が増加することや、4月からの消費税の引き上げに伴い、臨時的な措置として行われる臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金が創設されたことにより、前年度よりも20%増

と顕著な伸びを示しております。

県支出金も増加しておりますが、障害者自立支援費負担金の伸びによる民生費国庫負担金が増加したことや、農林水産業費県補助金のイノシシ緊急特別対策事業において、国庫補助分の上乗せがあること、民間保育所整備事業並びに認定こども園整備事業に伴う安心子ども基金事業費補助金の計上により、前年度よりも27.6%の増と、これもまた顕著な伸びを示しております。なお、町債につきましては、財政上の収入と支出の年度間調整、住民負担の世代間の公平を確保するための調整を念頭に、原則として交付税措置があるものにとどめるよう努めておりますが、継続して実施している社会資本整備総合交付金事業や県営事業負担金の伸びにより、前年度比4%増の4億1,520万円を計上いたしております。

続きまして、歳出における具体的な施策について款毎に主な事業を説明いたします。

2款総務費における主な事業としては、町制施行80周年記念事業費1,500万円、社会保障・税番号制度導入費として913万1千円、活きいきタクシー助成事業費1,014万円、長崎がんばらんば国体の開催に向けた国体事業費6,202万5千円を計上し、選挙費においては26年度において執行が予定されている選挙に係る所要額を計上いたしております。

長崎がんばらんば国体につきましては、実行委員会を中心に準備を進めており、いよいよ本番となるホッケー競技、少年男女の開催に向けて、必要な所要額を見込み計上しております。

昨年実施したりハーサル大会の経緯や反省点を踏まえ、大会が成功裏に終わるよう万全を期して取り組んでまいります。

3款民生費においては、近年、増加が著しい障害者福祉サービス事業費、3億2,755万6千円を計上しているほか、消費税の引き上げの対策として実施される所得の低い方々を対象として、臨時的な措置として行われる臨時福祉給付金に4,250万円、子育て世帯を対象とした子育て世帯臨時特例給付金2千万円、また児童手当に係る経費として2億5,386万円を計上しております。

4款衛生費における事業といたしましては、乳幼児検診や子育て相談など母子保健の充実を図る母子保健事業費に1,927万円を計上しているほか、

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンをはじめとする予防接種事業費に3,871万4千円、健康教育各種検診等の町民の健康増進のための経費として、4目健康増進費に合計3,663万7千円を計上いたしております。

平成25年度から開始したしおさいの湯健康いきいき利用券交付事業につきましては、26年度も継続することとし、所要額を計上いたしております。

5款労働費においては、県の緊急雇用創出特別基金事業が終了したことから、雇用創出費が廃目となっております。

6款農林水産業費においては、県営事業の基幹農道川棚西部地区につきましては、平成25年度において約半分の用地買収が完了しており、平成26年度から本格的な工事が始まる予定となっております。また、農村災害対策整備事業として棚尾線緊急避難路整備工事を予定していることから、5目農地費において、前年度当初予算額よりも大幅な増額となっております。

3項水産業費の3目漁港建設費において、引き続き漁村再生交付金事業として三越漁港の片島防波堤整備工事を予定いたしております。

7款商工費では、3目観光費の予算額が前年度よりも大幅に減額となっております。これは平成25年度に国民宿舎外壁や空調整備などの大規模改修工事を実施したため、平成25年度から設けた観光事業特別会計に対し多額の繰出金を要しており、それが完了したことによる相対減によるものであります。平成26年度においても残りの空調工事のほか、老朽化した設備備品等の取替等に多額の経費を要するので、公債費と併せて1億6,642万5千円の繰出金を予定しております。

8款土木費においては、住民生活に欠かせない生活道路等の整備充実を図るため、2項道路橋梁費において、その所要額を計上しております。

社会資本整備総合交付金事業として、町道東臨港線歩道設置工事、町道上組西部線歩道設置工事、橋梁補修調査業務などを予定しているほか、県営事業である県道大崎公園線拡幅工事並びに川棚港環境整備事業に係る地元負担金を計上いたしております。

9款消防費においては、広域常備消防等の負担金として1億8,413万円1千円を計上しているほか、これまでに引き続き消防ポンプ車の更新に要する経費を計上いたしております。

10款教育費の主な事業としては、学校教育に係る専門的事項に係るより

いっそうの充実を図るため、平成26年度から正規の指導主事を配置する予定であり、必要額を事務局費に計上しております。

また、2項小学校費において、老朽化した机、椅子を教科書のAサイズ移行に対応した新規格のものに更新するための経費のほか、町立学校において、発達障害や不登校児の児童生徒の対応に教職員も大変苦慮されているため、スーパーバイザーをお願いし、引き続き適切な指導をいただくよう所要額を計上いたしております。

社会教育関係では、魚雷発射試験場跡地を今後歴史公園として整備を行っていくこととしており、そのための用地取得費のほか、公会堂の施設整備として音響ミキサー設備等とステージ引割幕の更新に係る費用を計上いたしております。

12款公債費については、前年度よりも32万1千円減の6億1,703万2千円となっております。

平成26年度は、45年ぶりの長崎がんばらんば国体の開催、町制施行80周年記念事業、消費税引き上げに伴う2つの給付金事業などがあることから、一般会計の予算総額が前年度よりも2億4,300万円増額となっております。事務量も大変多く、かつ、年間を通じて未だかつてないほど多忙な年度になると予想されますが、町民の皆様の福祉の向上のために、総合計画で掲げた「自然を愛し、暮らし輝くまち」の実現のために、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

なお、一般会計、特別会計及び企業会計の予算額は、別表のとおりであります。

以上で、町政運営についての所信と、平成26年度予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

次に、本定例会においてご審議をいただく案件は、専決処分の報告について1件、人事案件1件、平成25年度一般会計補正予算（第5回）のほか、7つの特別会計補正予算、条例改正3件、工事請負契約の締結について1件、平成26年度の一般会計予算のほか、7つの特別会計予算となっております。提案件数は22件でございます。

議案の内容につきましては、提案のつど説明いたしますので、ご審議の上

ご決定くださるよう、よろしくお願いをいたします。

**議** **長** これで新年度施策等の説明を終わります。

**議** **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 0 : 4 0 )

(…休 憩…)

(田崎議員の退席あり)

( 1 0 : 5 0 )

**議** **長** 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は6人であります。これから通告順にしたがって質問を許可します。まず、久保田和恵議員。

( 1 0 : 5 0 )

**1 4 番久保田** おはようございます。一般質問を読み上げる前に、東日本大震災から3年を迎えようとしています。地震や津波により奪われた尊い命、長引く避難生活を強いられ、心労によって奪われた尊い命に対して、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、未だに生まれ故郷に帰れない多くの方々に対してお見舞いを申し上げます。一般質問をおこないます。

第一に、消防団員の確保と現消防団員の助成制度について尋ねます。

本町の消防団員は、定員290名に対して1月の時点で21名も少なく、93%と定員を大きく下回っています。消防団員は、普段は会社員だったり、農業や漁業などの仕事を持っている人が火事が起きたり、地震、津波、水害などが発生した際には仕事を中断して、すぐに現場に駆けつけて防火や防災活動にあたります。非常勤の特別職地方公務員として位置づけられており、本町の消防団員の報酬は、一般の団員で年間2万5,500円、1回の出動手当は2,700円と、生半可な気持ちでは続けられないボランティア精神に支えられた仕事です。

本町は、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動が起きた場合は、震度4から5弱の最大の被害が予想されるとしています。

また、これまでは想定もしていなかった玄海原子力発電所の事故が発生した場合には、松浦市民の方々8千人が避難して来られます。風向きによっては、町民の避難にあたることも考えなくてはなりません。何より、高齢化の進展や、地域のコミュニティーが薄れるなか、今や消防団員は地域の防災に

欠かせない存在です。

2011年3月11日の東日本大震災では、多くの消防団員が犠牲になりました。岩手県では119人、宮城県では107人、福島県では27人、併せて253人の尊い命が亡くなりました。同じ東北3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警官は30人で消防団員の犠牲は際だっています。本県においては、平成3年雲仙普賢岳の火砕流災害により、12名の消防団員が亡くなりました。もはやボランティア精神だけに頼ってはならないと考えます。そこで、次の点について町長に尋ねます。

一点目、1月時点では本町の消防団員1人が抱える町民の数は54人となっています。東彼杵町では、人口8,682人に対して消防団員379人で、一人当たり23人を抱えます。波佐見町では、人口1万5,231人ですので、団員330人、一人当たり44人を抱えます。二町と比較すると負担は大きくなっています。団員の年間報酬は先に言いましたとおり2万5,500円、出動手当は2,700円となっており、決して高いとは言えません。そこで、消防団員の確保と現団員のために、消防団員個人の持ち車のガソリン消費について助成する考えはないか尋ねます。

二点目、消防団員の日常生活上の疾病、事故による給付はもとより、公務上の死亡、重度障害に給付される福祉共済制度があります。消防団は、地域の活動になくてはならない存在です。住宅火災、山火事の消火、地震や津波、台風時の警戒、風水害の土嚢積み、行方不明者の搜索、火災予防、防災の指導、消防車の点検整備など、いまやいざというときに集団で活動できる組織は消防団しかないのではないのでしょうか。あってはならないことですが、出動の際、事故が発生したとき、消防団員の安全対策も大事ですが、さらに団員に対する保障も大事です。公務上の事故を考えると、共済掛金の金額全額を団員に負担させるのではなく、掛金3千円の2分の1を助成すべきと考えます。町長の考えを尋ねます。

第二に、生活困窮者に対する灯油購入費助成、福祉灯油について尋ねます。

昨年春頃から様々な食品の価格が上がっています。円が弱くなったことで、輸入に依存している小麦や食用油、飼料などと一緒に原油価格が高騰し、町民の生活に大きな影響を与えます。例外なく灯油も値上がりして18リットル一缶1,800円以上、配達では2千円以上となっております。車の所有



が認められない世帯や、配達に頼らなければならない世帯にとっては、灯油の値上げは深刻です。低所得の高齢者、障害者、一人親家庭、生活保護世帯に対して、灯油購入費の助成をする考えはないか尋ねます。

三点目、ゴミ出し支援についてです。

介護の必要な高齢者や一人暮らしの障害者の方など、ゴミを集積所まで運ぶのが困難な方を対象に、県下の自治体では申請により町が認めれば軒先までゴミを回収に来てくれるサービスがあります。本町でも取り組む考えはないか尋ねます。以上です。

**町** **長** ただいまの久保田議員の質問にお答えいたします。

久保田議員からは3項目にわたって質問いただきましたので、それぞれお答えいたします。

まず、消防団員確保と現団員に対する助成制度についてのご質問にお答えいたします。この中で、二点のご質問がなされております。まず、消防団員の個人の持ち車のガソリン消費に対して助成をする考えはないかということでございますが、消防団員が出動する場合は費用弁償として、ただいま議員がおっしゃいましたように1回につき2,700円が支給されることとなっており、その費用弁償にはガソリン代の費用も含まれていると、このように理解をいたしております。したがって、別途ガソリン消費に対する助成をすることは考えておりません。

①の福祉共済制度掛金の補助についてであります。議員ご質問のとおり、この共済制度は個人の生命保険と、個人所有の持ち家の火災保険でございます。これは財団法人日本消防協会が行っている事業でございます。消防団員の福祉厚生の一環として取り組まれているものであり、例えば市町村職員共済などの、いわゆる共済制度と同じような制度でございます。そのようなことから、加入する、加入しないは個人の自由でございますし、あくまで個人の保険でございますので、その掛け金について助成する考えはございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。なお、消防団員は非常勤の特別職地方公務員でありますので、公務上の負傷等につきましては、町の職員と同じく公務災害補償が受けられることとなっておりますので、付け加えて答弁とさせていただきます。

次に、生活困窮者に対する灯油購入費助成についてお答えいたします。

円安による灯油価格の値上がりが続いていることから、在宅で生活する低所得者高齢世帯等に対する緊急支援策として、灯油購入費を助成する事業がいくつか散見をされます。この事業を実施しているところは、北海道を始め、寒冷地方に限定されて実施をされているようであります。財団法人日本エネルギー研究所における全国の灯油消費実態調査では、一世帯が一年間に使用する灯油の使用量は、全国平均で582リットルであり、本県は359リットルとなっているようであります。特に、使用量の多い北海道では、1,734リットル、青森県では1,663リットルとなっており、東北地方等の寒冷地では1,000リットルを超えているようであります。そこで、久保田議員からの円安による原油の高騰が町民の生活に深刻な影響を与えているので、低所得者に対して灯油購入費の助成ができないかのご質問でございますが、全国的に見て、特に灯油の消費量が多い寒冷地方においては、先程言いましたように所得に対する灯油購入費用の割合が相当高いことから、自治体単位において助成を実施しているようであります。しかし、本町においては、長崎県の平均灯油使用量から勘案しても、格段に使用量が多いとは認めがたく、所得に対する灯油購入費用の割合が高いとは言えないので、灯油購入費に対する助成を制度化する考えはございません。

次に、ゴミ出し支援についてお答えいたします。久保田議員の質問では、介護の必要な高齢者や障害者の方など、ゴミを集積所まで運ぶのに困難な方を対象に、県下の自治体では申請により町が認めれば軒先までゴミを回収してくれるサービスがあるが、本町では取り組む考えはないかとお尋ねでございますが、介護を要する方々については、介護サービスのメニューの中に、自宅において日常生活の支援を受けることができる訪問介護、いわゆるホームヘルパーがご自宅を訪問し、生活の援助をするサービスがあります。その中に、室内の清掃や整理整頓を援助するメニューがありますので、これをご利用いただくと、ゴミ集積場所までの運搬はできるものと判断をいたしております。

ホームヘルパーの手を借りずに室内では身の回りのことはできるが、集積所まで持って行けない方に対する支援については、行政が直接支援する制度やボランティアを募って支援を行うなど、様々な方法により取組みがなされているようであります。これまで本町においては、高齢者等からそのような

問い合わせはあっておりませんので、早急に取り組まなければならない課題とは考えておりませんが、今後ますます高齢化社会が進むことを考えますと、行政としての方向性を検討すべき時期に来ていると判断をいたしますので、すでに実施自治体等の状況等を調査し、また、福祉組合、東彼三町においても協議をしてみたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

**1 4 番久保田** 今、町長の方から回答をいただきましたので、一問ずつ再質問を行っていきたいと思います。

一問目、消防団員の持ち車のガソリンに対する補助は考えていないということでした。出動手当の中にガソリン代も含まれているという回答であったと思いますけれども、私が言うておりますのは出動するときのガソリン代ではありません。自治体によってはですね、ガソリンを消防団員の方が日常生活をする中で上限を決めて、1リットルにいくらという補助を行っているんです。今、町としましては、出動手当とか団員手当を出されて、出された先からは行政としては何もご存知ないと思いますし、そこから先を口出しできるものではないんですけどね、団員手当とか出動手当はですね、今、分団の方で積み立てられて、そして旅行に行ったり、親睦会などの時の費用に充てられている。そういうふうなシステムになっているようであります。私が言うている出動の際のガソリン手当じゃなくて、日常生活の中のガソリン手当をですね、出していただければ、家族に対してもはげみになる。本人に対してもはげみになると思うんですね。今、町で取り組んでいらっしゃる桃太郎旗を上げて、団員の呼び掛け、加入の横断幕と桃太郎旗を上げて団員の呼び掛け、加入の団員の呼び掛けを行っていらっしゃると思いますが、その呼び掛けによって何名の方が入られましたでしょうか。

**町長** お答えいたします。後段の、のぼり旗の掲出によって、新たに何名の消防団員が入ったかというご質問については、担当課長の方から答えてもらいますが、前段のガソリンの消費に対する、いわゆる日常生活におけるガソリン代を支給しろということでご質問だというお話でございますが、基本的に消防団というのは、ボランティア活動でなされております。しかし、そういった経費もかかることから、報酬を、僅かではありますが支給をされております。そういったことから、日常生活に対するガソリン代、そういっ

たものを消防団員だからということで支出をするということは、私としてはいかなるものかというふうに考えております。例えば、百歩譲って助成をするとした場合、その制度の構築は大変難しいというふうに思います。なぜならば、消防団員が持っている自家用車というのは、普通車であつたり軽であつたり、いろいろございます。あるいは、いざというときに職場から現場に行つたり、あるいは自宅から行つたりということでまちまちでございます。そういったことで、ガソリン代を助成するということについては、私としてはどういう制度を構築していいのか、思いが浮かびません。以上でございます。

**総務課長** それでは私の方から、のぼり旗等の掲出によってどれぐらいの入団があつたかということに対して回答させていただきます。こののぼり旗等につきましては、いわゆる消防庁あるいは県、そういったところで消防団の加入の促進をするということで、そういった補助の中でやっていくものでございます。こういったことによつて、はたして何名の方が入団をされたかというのは分かりません。実際のところ、消防団の加入につきましては、退団をされる方、あるいはその消防団長、総代、後援会、消防委員さん、そういった方々がお願いに回つて加入の促進をしていただいている状況でございます。以上です。

**14番久保田** この私は1月時点で聞いたんですけれども、21人も定員に満たっていないということは、これは由々しき問題だと思うんですね。どんどん定員割れというのが広がっているように思います。そして、26年度の予算を非常備消防費を見ても、前年度と比べたら200万円ぐらいを減額して載せてあつたと思います。これを努力して増やそうという考えはないかというのが一つとですね、先程、いかなるものかというふうな町長の回答もありましたけれども、自治体によってはですね、そういうことをやっている町があるんです。それで、ガソリン代だけではなくて、消防団が参加したPTAの後の打ち上げとか、いろんな子どもの集まりの中に消防団員がいればですね、その親睦会の食事にかかたいくらかを助成する、そういう制度もあるんですよ。だから、やろうと思えばやれるんです。そしてですね、ボランティア精神に則つてと言いますけれども、先程言いましたけれども、多くの消防団員の方々が亡くなられた。このことはボランティア精神に甘えてはいけ

ないと思うんです。あのときに亡くなられた消防団員の状況を見ればですね、結局、東日本の際ですね「逃げましょう」と説得しても、「いや、大丈夫だ」という人を、動かない人を説得しきれないままに一緒に津波にのみ込まれた。そして、一緒に逃げながらのみ込まれた。それから、避難所に送り届けた後に「あの方が来ていない、助けなくちゃ」って戻って亡くなられた。もうこういうことをですね、ボランティアの一言で片付けてはいけないと思うんです。そして、なおさらですね、この玄海原発なんか、放射能の問題になれば、目に見えないものですから、それこそ町民の方々が「じゃ、逃げましょう」ということにはならないかもしれない。私は、そのボランティアにあまりにもしがみつけないといけないと思います。もう一つですね、先程の福祉共済ですね、このことも考えていないと言われました。だけど個人の疾病と個人の家屋の損傷にもよると、だから当然、任意であり、全額を本人がかけるべきだというふうにおっしゃいましたけれども、半分みて300人を定数としてもですね、45万円あれば済むことなんです。そして、その消防団員の方達を出初め式の時にお会いすれば、30代、40代の子育て年代の方達ですよ。この方達がもしものことがあったときに、公務の災害だから、しかも任意だから、そして個人の疾病等にも、個人の持ち家の災害にも使われるものだから、だから個人の負担にするのが当然だ、そういう考えはやめてほしいと思います。私達は町民として、消防団員の方達がいらっしゃらなければ、安心して眠ることはできないんです。消防団の方達は毎晩思っいらっしゃると思うんですよ。「今日も無事で何も無かった、今日も一晩何も無ければいいがな」と思って休まれると思う。そして、その家族の方達もご主人が出動するときには一緒に起きられるでしょう。勝手に「あなたいっいらっしゃい」ということにはならないと思う。家族全員の支えがあって、この消防団員の人達の活動がある。そして、この人達の活動があって安心して暮らせる。今度の広報かわたなも見開きで消防団員の特集が載っていたじゃないですか。それぐらい、もっと真剣に考えてもらえませんか。

**町長** お答えいたします。まずあの、久保田議員の質問は、団員の確保が定員に達していないと、だからその確保を図るためにそういった助成制度を設ければどうかという質問だと受けとめて答弁しているんです。今、議員の発言の中には、消防団はボランティア精神に頼るようではいけないんだ

と、こういう発言がありました。これは消防団の組織そのものを変えることになりますので、一市町村の町長がそれに対してどうこうするということはできません。これはお分かりですね。そのことはぜひそのように理解していただきたいと思います。それから、そういった中で、本題に戻りますけれども、確保を図るためには、先程議員からも発言がありましたように、のぼり旗の掲出とかをしておりますけれども、その格段の効果は上がっていないということでございますが、昨年の12月に消防団を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律というのが制定をされております。この法律はどういうことかと申しますと、内容についてはですね、まず消防団の強化等や地域における防災体制の強化について、地域防災計画書に定めなさいというふうになっております。この地域防災計画書につきましては、毎年6月頃、会議を開いて制定をしておりますので、その中できちんと消防団についての記述を定めることにいたしております。さらに、その法律では、消防団加入促進のために財政措置などの取組みがあるので、大規模災害時のみの出動団員、これは大規模災害が発生した時にだけ出動する出動団員を創設したり、消防団OBの団員を創設したり、そういったことをするようにというふうな法律のようでございます。これにつきましては、今後検討をしていくことにいたしております。そういったことで消防団員の確保を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**1 4 番久保田** 私はその確保のためにも言っているんです。例えばですね、出動手当も出るぞ、団員手当も出るぞと言っても、結局、本人のところには、最終的にはその親睦とかそういうことで恩典もあると思いますけど、目に見えて具体的なものというかですね、現実的で具体的なものとして、これは分かりやすいと思うんですね。ここにも定期監査報告書の中にもありますように、「定員不足が拡大して、消防装備費のハード面の充実に加えて入団しやすい受け入れ体制の環境づくりも努められたい。」というふうに報告書に載っています。だから、波佐見と彼杵もOBの方達が入られておりますが、川棚の担当者に聞きましたら、OBを入れることはどうなんですかと聞きましたけど、OBの方に入ってもらっても、なかなか厳しいですねというような、本当に動かせるかどうかという厳しい面もありますというような回答でした。だけど、こればかりには取り掛かっておくわけにはいきませんのでね、次

にいきたいと思えますけども、結局、私達の地域のコミュニティーというのは、郷に入らない人達もいらっしゃる、郷に入らない人達の家が燃えて、消防団費が払われていないからそのままにほっとくぞというわけにもいきませんし、高齢者の方達、自力では逃げきれない方達、そういう方達が高齢者の方達が今から増えていく一方ですから、ぜひですね、消防団員の方達が入りやすい、こんなに大きく定員割れをするような自治体であってはならないと思うんです。これを早く解消するためにですね、この私の施策がだめならば、それ以上の何かを早く考えて、早く団員を定数に満たすように努力をしていただきたいと思います。

次に、灯油の助成について尋ねます。先程、北海道とか青森とか、1,000リットルを超える地域のことを言われました。所得の低い高齢者の方達というのは年金のことですよね、その年金がですね、昨年10月から引き下げられて、40年満額かけた年金も6万4,875円から6万4,400円、年間5,700円削減されました。それから生活保護で頼って生活をしていらっしゃる方、生活扶助費が8月の引き下げによって、3年間で6.5%、子育てで子ども達が多い世帯ほど引き下げ率が高くて、最大で10%も引き下げられています。昨年の12月、これは12月に支給される期末一時扶助費というのがあるんですけども、24年度は1人1万990円でした。そして、これは人数がいれば、世帯の人数かけ分だったんですね、2人だったら2万2千円近くになるんですかね。それがですね、8月の改悪によってですね、1人の分で1万460円、これですでに530円減っています。2人では1万7,050円、これで4,930円、それから3人では1万7,570円の1万5,400円減、4人では1万9,770円、これで2万4,190円の減額です。本来だったら、4人であれば4かけるで5万円近くの年末一時金というのが支払われたはずなんです、そして冬期加算でも、この川棚町は3類の2ですから、1人2,390円ですよ。それが2,350円に下げられた。この金額でですね、先程言いましたように、18リットル1缶で1,800円です。配達したら2千円超すんですね。2,100円近いです。生活保護を受けている方達は、車を持つことを許されておりません。配達に頼らなくちゃいけないですね。1缶しか買えないんですよ1月に。今お年寄りがグランドゴルフとか出かけられる人は昼間つけなくて、朝夕つけたとしても

ですね、一週間で1缶いるでしょう。私達も一般的な家庭でそのくらいは使うと思います。この生活保護の方達に尋ねました。直接話を聞かれたことがありますか。「朝ご飯を震えて食べてます」と、灯油をつけなくて、やっぱり高齢ですから、みなさんと地域との交流はありません。昼間も布団の中で過ごしてます。暖をとってます。お風呂は病院に行く前の日に入りますと、毎日ではないですと、これで町長が言われているくらし輝くまち、これに住んでいらっしゃる町民の方だと思いますか。朝ご飯を震えながら食べたことってありますか、私はありません。こたつもつけていない、灯油もつけていない、お布団の中で暖をとる、そういう生活がくらし輝くまちに住む人の生活でしょうか、お尋ねします。

**町長** お答えいたします。まずあの、前段の消防団員に関するご質問の中で、議員が提案した以上のことを制度化せろということで最後締めくくられましたけれども、先程議員がおっしゃった、例えばPTAの会合に消防団員が行って、その打ち上げの会費を町が支援すると、そういった制度がはたしていいんでしょうか。まず、久保田議員のそういった提案に対して疑問を感じます。

それから、共済金についての助成をという話でありましたが、実は川棚町においては、消防団員の共済会というのがありまして、その共済会に対してですね、いくらか支出をしております、消防団の中では、その共済費の中から、各個人のいわゆる火災保険等の共済費に補助をしているということでございますので、間接的には補助をしているというふうにご理解をいただきたいと思います。それから消防団員に対する助成といたしましては、波佐見町は年間で187万6千円、それに対して川棚町は317万9千円になっております。東彼杵町はですね、報酬がですね川棚よりも若干多いようでございますので、その他には支出をされておりません。そういった東彼三町から判断をいたしますと、川棚町はそれなりの助成はしていると、このようにぜひご理解いただきたいと思います。何もしていないんじゃないじゃありません。

次に、2番目の質問に対して再質問をいただきましたが、議員がおっしゃっているのは、生活保護費が引き下げられたので大変保護世帯については厳しい生活をなさっていると、それは私としても分からない訳ではございません。しかし生活保護制度は国の制度でございますので、国の制度については、



私どもは一定の理解を示さなければいけないと、こう思いますので、それに対して町がその補てんをするための助成をするということは考えられないというような思いでございます。先程、最初に答弁いたしましたのは、要は灯油の消費量が寒冷地と比べて極端に生活に影響を強く与えているとは考えにくいということから、そういった制度は構築する考えはないと、こう答弁したわけでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

**1 4 番久保田** 生活保護の方はもちろんですよ、その生活保護の1条をご存知でしょうかと思っておりますが、生活保護法の1条では、「憲法25条に規定する理念に基づき最低限度の生活を保障する。そしてその自立を助長することを目的とする。」とされています。最低限度の生活というのはですね、「健康で文化的水準を維持することができるものでなくてはならない。」とあるんですね。先程私が言いました生活保護の実例、生活保護を受けていらっしゃる方の実例を言いましたが、この方の生活が健康で文化的水準を維持する生活と思われませんか。そして、生活保護のことだけではありません。私はこの高齢者の方、それから母子、障害者の方のことも言っているんですけどもね、その母子家庭の子ども達、川棚は波佐見や彼杵に比べて非常に多いです。要保護、準要保護を比べて、小中学校を併せればですね、8つの町では2番目に厳しいです。そして21市町から考えれば6番目ですかね、その市も併せれば、それぐらい厳しい生活状況になっています。先程、北海道の方、寒冷地だけみたいなことをおっしゃいましたけどもね、2007年の12月25日、閣議決定により、地域を限定しない灯油代補助を含む各種の原油高騰対策が示されました。「寒冷地における生活困窮者対策などを地方公共団体の自主的な取り組みへの支援などの中で低所得や社会福祉施設への補助を実施している自治体があります。行政は町民の暮らし、健康を守る責任があります。」と、こういうことが閣議決定でされていることはご存知ですか。

**町長** 大変申し訳ありませんが、よく承知いたしておりません。

**議長** 久保田議員、通告文の基本に則って質問を行ってください。

**1 4 番久保田** 私はこれは通告文に則って話していると思っております。この寒冷地だけだというような町長の回答でしたので、私はこれを読み上げているんですけどもね。

これからみれば補助が可能だと私は思います。そしてですね、母子家庭の

方達の灯油の補助ですけどね、子ども達の幸福度というのがこないだ発表されました。先進国31カ国のうち日本の子ども達の生活は、非常に貧困が深刻度している国31カ国中26番目です。下の方ですね、先進国の中ですね。子ども達が学校に行く、勉強するときにはですね、やはりあったかい部屋で勉強する、公平な普通の子ども達と一緒にような環境、公平な環境で勉強をするということが私は大事だと思うんですね。というのはですね、この要保護、準要保護の子ども達の4人に1人は生活保護を受ける可能性が高い子ども達だということです。将来もそういうふうに貧困のサイクルから抜け出られない子ども達が出てくるということですよ。それよりも普通の子ども達と、一般の子ども達と同じように温かい環境の中で勉強をして、納税ができる大人に育てる、それも町の役目だと思うんですね。だから寒冷地だけがそういうふうに当たることであって、長崎県の灯油の比率から考えればこれには値しないというふうに先程言われましたけれども、そういうふうな子ども達もいるということですよ。やっぱり先程言いましたように、元に戻りますけれども、先程の生活保護を受けていらっしゃる家庭の状況が、憲法25条に則る健康で文化的な生活と言えらると思われませんか。もう一度聞きます。

**町長** お答えいたします。議員は、憲法25条で保障されております健康で文化的な、いわゆる最低限度の生活を営む権利があると、これについては憲法で謳われていることについては私も承知をしております。生活保護費が引き下げられたので、この現状では最低限度の生活を維持することができないと、だから町に対して灯油代を補助したらどうかという、こういったご提言ですね。先程も言いましたように、これは国の制度がそうなったわけでありまして、それを一自治体が補てんをするということについては、川棚町の財政力から考えて非常に困難な問題であります。そういったこともぜひご理解をいただきたいと思えます。

**14番久保田** 国の制度のセーフティーネットからこぼれる住民を救うのが地方自治でしょ。地方自治法によれば、そういうふうな町民の生活を守る義務が、責務があるんじゃないですか。だから国の制度で苦しめられているのが町民ですよ。町長は、その私達町民のトップにいらっしゃる方ですよ。生活で苦しんでいらっしゃる人、国の制度で苦しんでいる人がいれば、そしたらこのくらし輝くまちというのは、国の制度で守られている人達だけが対象

ですか、国の制度で落ちこぼれて苦しんでいる人達を救うのは町長の役目じゃないんですか。

**町長** 久保田議員がおっしゃっていることは、なんとなく分からないでもないんですけども、要は、国の制度で苦しめられていると、その表現についてはいかがなものかと思います。国のいわゆるセーフネットでもれたものを自治体でカバーしなければいけないんだという、そういった気持ちも分からないわけではないわけですが、川棚町の財政状況、先程冒頭で新年度の予算についての説明をしましたが、総額57億、これも財源が不足して、やむなく基金の取り崩しをしなければいけないと、そういったことから判断をいたしますと、久保田議員がおっしゃるように、いろいろご提言をされていることに対して町が今ただちに補助制度を設けて支援をするという体制にはできないと、このように判断いたしております。

**14番久保田** 先程読み上げられた中に、その「所得の低い方々に対しては適切な配慮を行うために対象者の方々に対して、すみやかに支給を行うことができる。」この中でやれることはないんですか。

**町長** お答えします。それは4月から消費税が5%から8%に引き上げられると、そのことに対して、低所得者に対しては一定の助成をしようと、これは国の制度でございます。国が100%補助をして、そしてその支給は市町村に任せるということでそういった記述をしております。それはあくまでも、国の制度として消費税の引き上げに対する制度というふうにご理解いただきたいと思います。

**14番久保田** 26年度の中に、その冬期の加算分は11月から26年度の最後の3月までが11、12、1、2、3、これが冬期加算分、灯油のですね、そこにも引っかかってくるんですよ。26年度は。消費税が上がれば灯油代だって上がるんですよ、それは対象にならないんですか。

**町長** その制度の中身という中で、その今おっしゃった、いわゆる消費税が上がるから低所得者に対しては助成をしましようということで、今議員がおっしゃったようなことも含まれているんじゃないかと私は思います。

**14番久保田** では3番目にいきます。先程、福祉組合と話し合いながら前向きに検討してくださるというふうに私は受け取りました。それでよろしいんでしょうか。これはですね、なぜこういうことをなされているかと言えば、ゴ

ミ出しの分別もできない方、介護の認定を受けていらっしやらない中にもそういう方がいらっしやるし、誰もかれもじゃない、その申請をした人を行政が見に行って、この人は「なるほど、集積所まで持っていくのは大変だろう」と認めた人をやるんですよ。誰もかれもするわけではありません。そして、やはり安否の確認もできる、そういう利点もあります。だからですね、ぜひ東彼福祉組合、三町のみなさんとですね、このことを前向きに取り組んでいただくように、積極的に検討してほしいと思いたしますがどうでしょうか。

**町** \_\_\_\_\_ **長** これについては先程も言いましたように、現状ではそういった要望はあっておりません。

(…本 鈴…)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 終わりました。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質問時間が終わりました。

( 1 1 : 4 2 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員、あえて申し上げますけれども、私が「通告文に沿って質疑をしてください。」ということをお願いしたら、「私は通告文に準じてやっています。」という主旨の発言をされましたね。私は議長として議事整理権を持って、一般質問の中では質問者及び行政が議論がかむように、周りが聞いても分かりやすいように、問題点が深く議論できるようなかたちで議事進行をすべきと考えております。一般質問は特に、条例にもありますように「町政一般に関わることについての質問をする。」というふうに書かれています。それは、本議会の基本的な考え方でありますので、柔軟に幅を捉えることも当然必要かと思いたしますが、通告文に対して私がそれているかどうか、私の判断で行うわけですので、その件はあえてこの場で申し上げておきます。実際的に時間が足りなかったわけでしょう。じゃ、よろしいですか。

( 1 1 : 4 2 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、福田徹議員。

**3 番 福 田** おはようございます。3番、福田徹です。通告に従って質問をさせていただきます。

本町では、平成22年から平成26年度までの第5次行政改革大綱を定め、

その中の一つである財政への健全化への取組みの中では、経常経費の削減や自主財源の確保を上げ、また事務事業の改善においては、各種の見直しや合理化を謳い、広域行政の推進などを上げております。そのように行政運営面での革新的な取組みがなされておりますが、そういった取組みとは別に昭和34年9月に訓令として定められ、昭和58年に改正されている川棚町職員提案規程が規程として定めてあります。また、平成23年4月には、川棚町役場職員政策研究会議設置要綱が定められております。これらは、職員自ら積極的かつ自発的に業務改善を行うよう求めたものだと思います。そこで、これらの規程、要綱に基づく提言や研究は自発的に行われているのか、その実績を尋ねます。

次に、本3月定例会には、平成26年度予算が策定され提出されていますが、今年度予算編成において、各課で予算化の要望があった事業の中で財政上やむを得ず断念した事業、または縮小した事業があったのではないかと推測をいたしております。そこで、先程の規程や要綱が活かされ、業務の見直しなど効率的な行政運営がされますよう、また住民サービスの充実へ向けた職員の意識向上を目指して、次年度以降の予算編成に向けた提案として、例として北海道北広島市で導入されております「予算を活かすインセンティブ制度」について質問をいたします。

これは10年ほど前から、全国いろいろな自治体で取り入れられている予算編成の手法で、各課が所管する事務事業等において、担当の創意工夫により経費節減や財源確保の取組みを行い、決算時に財政効果が出たものに対し、その取組みを評価し、その効果額の一部をインセンティブ、奨励金として別枠で担当部署が自由に裁量し活用できるよう予算に配分するものであります。本町での行政改革も計画的に進められてはいますが、さらなる推進のため、そして職員のモチベーションを上げるためにも、この制度を取り入れられないか町長にお尋ねします。以上です。

**町長** 福田議員からは、「予算立てにおける行政運営及び職員の意識向上について」との質問をいただきましたのでお答えいたします。

まず、前段のご質問の川棚町職員提案規程並びに川棚町役場職員政策研究会議設置要綱に基づく提言や研究は自発的に行われているか、とのご質問ですが、川棚町職員提案規程に基づく提案は、近年の状況といたしまし

ては、年に1、2件程度という状況であり、提案そのものは自発的なものがありますが、活発な提案が寄せられているとは言えない状況であります。また、川棚町役場職員政策研究会議設置要綱に基づく研究につきましては、平成23年度に政策研究会議発足後、今まで数件の調査項目について私から政策研究会議に検討を求め、その研究結果について提言を受けておりますが、議員が指摘されるような自発的な調査研究という意味においては、今のところ残念ながら低調であると言わざるを得ない状況でございます。そして、質問の中にありました平成26年度予算につきましては、各課からの予算要求に対し、1月から企画財政課による一時査定を経て2月に入り、町長、副町長査定を終え、予算書としてとりまとめ、本定例会においてご提案することにしておりますが、今までにない大変厳しい予算編成を余儀なくされたところでございます。詳しくは会議日程にしたがい、ご提案し、ご審議をいただく予定ですが、財政上、やむを得ず事業の断念、縮小をせざるを得なかったものも多くあり、限られた財源の中で進めていく財政運営の厳しさを今まで以上に痛感したところであり、議員からご指摘いただいたとおり、より効率的な行政運営、そしてそのための意識の向上は何よりも重要であると、あらためて認識した次第でございます。

そうしたことから、今回のご質問にあった北海道北広島市における予算を活かすインセンティブ制度について、さっそく調査を命じ、北広島市から資料を提供いただき、本町においても取り入れることができないか検討をしたところではありますが、結論から申し上げますと、この制度は本町の実情にはなじみにくいものであると判断されるので、導入は厳しいと、このように考えております。本町の実情になじめにくい要因として大きく3つの理由がありますので、順に説明してまいりたいと存じます。

まず一つ目の要因として、インセンティブ制度は予算編成の方式として、枠配分方式を前提とするということでございます。この枠配分方式はどのようなものかと申し上げますと、規模の大きな市や県において行われる予算編成の方式であり、財政部局が各部局に対し、一定の予算枠を配分し、各部局はその予算枠の範囲で予算を執行するという方法で、予算執行における各部局の裁量度が高い方式であります。この場合、弊害として、各部局が予算枠を全て執行するというのを是としてしまう、いわゆる使い切り予算の傾向

が出やすい要因があると言われ、その抑止策として今議員から提案がありましたインセンティブ制度は、効果があるものと、このように理解をいたしております。この点において、本町は従来から事業毎に予算査定を行い、それを積み上げる方式の予算編成を行っているものであり、枠配分方式を前提とするインセンティブ制度は本町の実情になじみにくいものであると、このように考えております。

実際に、北広島市では、平成20年度予算編成からインセンティブ制度の導入を行ったようですが、その後、予算編成方式において枠配分方式を廃止し、事務事業毎に予算査定を行い、予算編成を行うという本町と同じ方式に見直した結果、インセンティブ制度の意味合いも薄れたとして、平成22年度をもってインセンティブ制度の実施を廃止するに至ったというようなことでございます。

次に、2つ目の要因として、予算減額の成果が努力や創意工夫によるものなのかの判定を行う必要があること。そして創意工夫による予算減額や財源確保があった場合、その評価を行う必要があること。その2つの事務量も新たに発生するものであるということがあります。

次に、3つ目の要因として、実際に経費削減があった場合に、報酬的な配分が可能であるかどうかということが上げられます。厳しい財政運営を強いられている本町の実情として、経費削減や財源確保によって生じた余剰金につきましても、報奨的に担当課に配分する以前に、まず優先すべき充当先は基金繰入金の解消への充当、やむを得ず断念した、あるいは先送りした事業の復活に対する充当、基金の積み増しへの充当、というものへの充当であり、報奨的に担当課に配分するほどの財政的余力がないというのが実情でもございます。以上のことから予算編成におけるインセンティブ制度は、本町の現在の実情にはなじまないものと判断されますので、導入する考えはございません。以上、答弁とさせていただきます。

**3 番 福 田** まず最初の方を再質問させていただきます。職員提案規程については、年に1、2件ほどあるということですが、これはそれがその後検討されて、実施されていっているものなのか、まずお聞きします。

**町 長** お答えいたします。先程申し上げましたように、いくつか提案がなされておりますが、検討した結果、それぞれの部署において対応できる

という判断をいたしまして、いわゆる町として全体的に対応したものは最近ではないようでございます。

**3 番 福 田** ちょっと理解できなかつたんですけど、町の全体として対応するというものと、できなかつたものという、もう少し詳しくおっしゃってください。

**町 長** 提案はありましたけれども、担当課の方で、課内で協議をして、その提案に沿った改善をしたということでございます。

**3 番 福 田** 提案規程がされたということですから、提案と受けとめられていると思いますけど、規程では課長会議に諮って審査するというふうになっておりますが、そこまで上がらなかつたら提案とまで判断できないんじゃないかと思いますがどうなんでしょうか。

**町 長** お答えいたします。規程の内容でですね、提案の要件として第2条で定めておりますけれども、提案する職員は、やっぱりこういったことで、この要綱に沿って提案をしようということで提案をするわけです。それを課長会議で諮って、それは担当課の中で改善できるんじゃないかということで改善したというケースがあるようでございます。

**3 番 福 田** 規程も要綱もそうなんですけれど、職員自らが行うことを謳ってあるわけですね。そういうふうに職員として、そういう意識を常に持っていたきたいということで、提案の時期等については、いつでも提案できるというふうになっております。だから、そういったものが提案されるモチベーションを維持するためにもですね、この規程の中にもありますように、どういうものがあつた、どういうものを会議にかけて採用されたというふうなことは、提案の採否については公表もできるとありますので、そういうふうな公表と言いますか、実績があるんであれば、そういう実績が積み重なっている事実をですね、職員全体に共有する、そういうことでモチベーションは維持されるんじゃないかと思いますが、そのへんはどうお考えでしょうか。

**町 長** 今議員からは、要するに提案された内容、そしてその結果どのようになったかを公表するということが職員全体の意識の向上に繋がるんじゃないかというようなご質問でございますが、まったくそのとおりだと思います。そういったことから、これは昭和34年にこの制度が制定をされておりますので、この趣旨に沿って今後も取り組んでまいりたいと思います。



**3 番 福 田** 政策研究会議ですね、これは設置については町長が会議の委員というのは指名するわけですが、研究内容については、職員自らが提案するのが本当じゃないかなと思うんですけども、町長からの要望と言いますかね、指示があって進められたものが数件あるということでしたけれども、それについては町長からもできるということですのでいいんですけども、そうなるこの自主性というのがですね、このなくなってしまうんじゃないかなと思うんですけど、そういった職員から求める、町長から出されたということですが、23年度から作られていますので、もう何年か経ちますので、職員に呼び掛けと言いますか、職員にもう一度規程に沿った提案を出させるような働きかけというのは何かお考えでしょうか。

**町 長** お答えいたします。特に考えておりませんが、今議員がおっしゃるように、確かに職員の意識向上のためには必要でございます。これまで私の方から研究を求めたことはありますけれども、職員自らが研究をするということには至っておりませんので、今後、課長会議等で、この制度の浸透を図っていききたいと、このように考えております。

**3 番 福 田** インセンティブ制度について質問します。先程、町長からは本町になじまない理由、三点ほどおっしゃいました。1番目、2番目については、なるほどそうかなと、私もそう思っております。そういうふうな削減と言いますか、効果を上げるものは然う然うあるものじゃないと思います。ましてや行革を進めておる本町においても、ある程度行き着いたところがあって、そういうふうなことはあるんだろうと思いますが、先程から言いますように、職員のモチベーションを維持するためにも、そういう規程ですね、それともう一つは予算的な3番目の理由、私はその3番目の理由が確かに町長の言われるようなものとして納得が半分はいきます。

1、2番目に対しては、本町になじむような工夫をして取り組めないかなと思いますが、3番目に削減された額を新たな予算においては、もっとこれまでできなかった重要なもの、そういったものに回したいということですが、担当課にとってみれば町長が思われているものと同じような重要なものが眠っているんじゃないかなと思いますので、そこに何とか工夫してとっかかりができるようなものとしてインセンティブができるんじゃないかということで提案をさせていただいております。そこでですね、予算的には無理だ

ということですが、インセンティブを導入したところでは、これは千葉県の市川市でありますけれど、財源付与の他に表彰制度もあります。そういうことで、各担当におかれては、そういうふうな削減を進めるモチベーションを上げるためにも表彰制度、先程も職員提案規程にもあります報奨ですね、この報奨というのが、戻りますが職員提案規程の報奨というのは、報奨というのは、どういったものを具体的に考えて条文に入っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**町長** お答えします。議員から提案が、質問がありましたので、さっそく過去の事例を調査をしたわけでありまして、ここに書いてありますように、第10条、「その提案者に対し報奨を与えることができる。」ということで、これは昭和34年に制定をされた規程でございます、これまでに職員の記憶によりまして、職員提案規程に基づいて提案した結果、それが採用されて、「何か記念品みたいな物をもらった。」という職員がおります。私も実際、この規程に基づいて提案をしましたが、採用されましたけれども報奨はもらっておりません。以上でございます。

**3番福田** 先程の質問に戻りますが、その報奨として記念品、予算はかかりますけれども、微々たるものとしては表彰制度があるという事例もありますので、表彰することで職員の提案に対する評価というのを町長から示していただければ、また職員もやりがいが出てくるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

そのインセンティブ制度については、先程言われました3番目の理由によって、そういった財源に回したいということでもありますので、結果はそうなるかもしれませんが、その制度そのものは取り入れてですね、何か本町になじむような制度ができればと思いますが、今後、研究をして再質問をさせていただきたいと思いますので、これで終わります。

**町長** 先程も言いましたように、予算編成の方法としては、このインセンティブ制度も効果はあるものと、このように思います。しかし、先程言いましたように、現在の予算編成の方法においては、あまり効果も期待できないんじゃないかというようなことでございます。しかし議員のご質問にありました職員の個々人の創意工夫による経費削減や財源確保に対する意識付け、意識の向上ということに対しましては、特に、現在のように厳しい財政

状況の中では最も重要なことですので、例えば、事務事業評価制度や人事評価制度をさらに発展をさせまして、そういったものを活用していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

( 1 2 : 0 8 )

**議 長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

( 1 3 : 0 0 )

**議 長** 次に、堀田一徳議員。

**4 番 堀 田** こんにちは。議席番号4番、堀田一徳です。通告文にしたがい質問をいたします。

観光まちづくりの目的は、町に旅行者を受け入れ、交流人口を増やすことで活力あるまちづくりを推進することが観光まちづくりと言われております。本町の観光まちづくりの取組みについて、4項目尋ねます。

一点目、長崎県立大学、長崎国際大学の観光調査結果を受け、将来の観光まちづくり振興をどのように進めていく考えか。

二点目、地場産品を使った加工品やご当地グルメを開発するため、いろいろな分野から知恵を出し合うような企画はできないか。

三点目、本町の特産品に川棚ブランドとしての認証制度を設け、販売の活性化につなげていくようできないか。

四点目、庁舎玄関ロビーに本町特産品のレプリカを設置し、来訪者にアピールできないか。以上です。

**町 長** 堀田議員の観光のまちづくりの取組みについてのご質問にお答えいたします。

ただいま議員からは、交流人口の拡大を図ることによって町の活性化を図ろうと、いわゆる観光まちづくりを作ろうというような主旨でのご質問をいただきましたが、この中で二点目、三点目については農業振興に関するご質問でございますので、冒頭のご質問の中で農業振興と観光のまちづくりとの

定義付けをおっしゃるのではないかと思っ、期待をしておりましたが、いささか答弁として質問に添うか自信がありませんが、一応、準備してきたものを答弁とさせていただきます。

まず、①のことでございますが、平成24年度末に長崎県立大学と長崎国際大学からの調査結果の報告を受け、その後、担当課において精査を行い、川棚町が主体的に取り組むものと、指定管理者に行っていただくものなどの区分けをしてきたところでございます。そして、指定管理者に行っていたかこうと考えているものにつきましては、今後、観光協会と十分、協議検討を行い、実施できるものから順次取り組んでいく予定としているところであります。少し、内容について触れてみたいと思っておりますが、長崎県立大学からの報告については、くじゃく荘利用プランの充実、おもてなし向上等であり、情報発信による営業強化や商品製造の企画、接客の向上等が提案されております。また、長崎国際大学からの報告は、基本方針として、ハウステンボスや周辺の市町村の観光ポイントと連携した宿泊型観光地を目指すことや、ドッグランを活用したペット同伴宿泊、大村湾でのマリンスポーツ、フィッシング体験、初心者向けアウトドアプラン、こだわりの卵と棚田米を使用した食事メニュー、虚空蔵山の山岳スポーツ等の実施について提案をいただいたところでございます。

また、両大学の調査結果に基づき、すでに実施をしているものとしたしましては、県立大学校の学生においては、調査結果に基づき周遊パンフレットを作成していただきましたので、町の方でそれを印刷し、ゼミの学生が栄町商店街や観光施設等の個別訪問を行い、配布をいたしております。

今後は、先程も申し上げましたように、両大学からの報告内容を指定管理者である川棚町観光協会と共有しながら、事業実施に向けた協議や企画立案を進め、観光のまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

②のことでございますが、現在、特産品の加工品については、小串トマト Dressing、東彼アスパラガス Dressing、小串トマト鍋スープがあり、ご当地グルメは川棚まんじゅうをはじめとして、数多く存在をしていると、このように認識をいたしております。また、昨年10月に開催した川棚良い肉日本一フェアでは、それぞれの飲食店が工夫をこらし、長崎和牛を使用したメニューが提供されており、今後、川棚町のご当地グルメとして定着する

ことを期待をしているところでもあります。ご質問では、いろんな分野から知恵を出し合うような企画ができないかとのことではありますが、総合計画の中の農林水産業の振興施策の一つとして、「観光協会や商工会とネットワークを形成し、農産物の販売や加工品の開発等の展開を行う。」としておりますので、今後、そのような体制の構築に努めてまいりたいと考えているところでもあります。まあ、イベント等の開催等を行ったことで、町内飲食店等が、それぞれの特性を活かしてメニューの開発に取り組んでいただいております。このような機会を提供することが知恵を出し合う場として機能しているのではないかと、このように考えます。

③の特産品の認証制度は、生産者との協議も必要ではありますが、特産品の売り上げ増につながることを期待されますので、長崎県ブランド農産物加工品認定制度の活用をしたり、長崎和牛、出島ばらいろ、雲仙地域の雲仙ブランドなどの例を参考としながら制度の構築に向けて検討をしていきたいと、このように考えております。

④の本町特産品のレプリカとは、食品サンプルのようなものを考えていらっしゃるのではないかとと思いますが、ご承知のように役場玄関ロビーは手狭であり、展示スペースの確保ができないため、設置は困難と、このように判断いたしております。以上、答弁とさせていただきます。

**4 番 堀 田** 今、町長から観光のいろいろな調査結果を受けての答弁がございました。確かに、このパンフレットあたりは、大変あちこちに置かれておりまして、活用をされておると思いますが、ただあの、私が言いたいのはですね、今年はいろいろな80周年行事とか、国体もありまして、いろいろなイベントがございます。そういう中で、町長としてですね、あと任期が9ヶ月ぐらいしかありませんけど、6ヶ月ですか、6ヶ月しかありませんけど、いろいろなことをされてきました。ただ、私が特に言いたいのはですね、次年度ですね、次年度、今年がいっぱい行事が多くていっぱいされた後に、次年度何もないんじゃないかと、使いすぎまして何もありませんというふうな結果にならないようにですね、次年度に向けての町長としての、そういった川棚町の観光として進めていくというのはですね、どういうふうに考えていらっしゃるのか聞きたいと思っております。

**町 長** ただいま議員からは、次年度に向けての取組みについての質問

がありましたが、現在、新しい平成26年度の予算をこれから提案しようと考えておりますので、まずは今回提案をいたします新年度の予算をどのように執行していくか、そういったことで今考えておりました、その先の次年度のことについては、現時点ではお答えする材料は持ち合わせておりません。以上でございます。

**4 番 堀 田** 第一点目にはですね、そういった調査研究結果を受け、あるいは今年のいろいろなイベント等も含めまして、私が言っているのは、将来の観光まちづくりの振興についてということで、振興をどのように進めていくかということで聞いております。確かに、26年度の予算の中にもそういったことでして、今年度の中で進めていくんだろーと思っておりますけど、予算書を見てみますと、前年まで、そういった観光費的ないろいろな物産振興事業費とか、あるいは情報発信推進事業費とか、今年度の予算の中ではなくております。そういう中で、私としてはやはり観光に対して、そこまで何もしないのかなというふうな印象が受けたわけですね。だからやっぱり、将来的な構想をある程度は示していただければですね、川棚町としての構想ですね。今、確かにそういったパンフレットとか、そういったプランとか、いろいろなことは出て、確かに利用をされている方がいらっしゃると思っておりますけど、いっぺんには多分できないと思うんですね。そういう中でやっぱりあの、青写真あたりを示していただければと思うんですけど、まだそこまで町長の答弁では考えておりませんということでしたので、あれですけど、やっぱり、川棚町の観光資源というのは、くじゃく荘とか、しおさいの湯とか大崎半島一帯が観光資源というふうになっているんだろーと思っておりますけど、それを中心に進めていくのか、あるいはですね、川棚町全体の観光として進めていくのか、そのへんの考えを聞きたいと思えます。

**町 長** お答えいたします。大変、失礼な言い方かもしれませんが、一般質問は事前通告制でございます。今、議員からは、観光のまちづくりの取組みについて、ということで、1番から4番までのご質問をいただきました。この質問を事前に受けて、その答えを準備してきたわけでございますが、登壇されて、少し補足があるのではないかとというふうに期待しておりましたが、それもありませんでした。この質問で、次年度の、あるいはそれ以降の将来的なことについての具体的質問があるということは予想できませんでした。

したがいまして、答弁としては準備をしておりません。そういったことから、ぜひ、この事前通告をされておる内容で、再度質問を言っていただければ大変ありがたいと思います。以上でございます。

**4 番 堀 田** 私の簡単なあれで、将来の観光づくりということで、振興でということ、次年度も含めてということでしたんですけれども、言葉のちょっと不足があったようでございます。

確かに、まちづくりの方針として、総合計画の中にも観光の振興として、ずっと24年度から26年度までずっと予算と、それからいろんなことで書いてありますけど、観光の振興で観光振興に向けて基盤づくりとか、そういった観光資源の整備とか、それから情報発信観光PRの推進、それから観光推進組織の育成支援、それから体験型観光の振興というふうなことで、今まで進められておりますけど、その中で観光振興調査事業は25年度で終わりました。そういった中でも、調査研究も26年度はそういったことでないということですね。観光資源の整備に関しては、大崎公園内のことのいろんなことで設備充実に取り組むということで、予算の中にもたぶん入っているんだろうと思います。その中でも町長の答弁の中でもありましたけれども、前年ですね、こういった調査研究結果を受けて、施策の展開を図っていき、大学との連携は考えていないというふうな答弁をなされておりましたですね、前回ですね。それで、どのような施策を展開したのかというと、先程、町長が答弁されましたように、いろいろなプランとかを考えていらっしたんだろうと思います。やはり、将来の観光まちづくりということで、どういうふうにしたいというのが、たぶんあると思うんですよ。町長の公約の中でも、第一は観光の振興ということで取り組まれておりましたので、私としては、やはり将来的な川棚町は、今のままで、今の<sup>大崎</sup>大崎半島とかそういったところを中心にやっていくのかですね、そのへんをちょっと大崎半島だけで観光推進ということでやっていかれるのか、あるいは全体を考えて、東部地区も含めて、全体を考えてやっていくのかですね、そのへんをちょっとお聞きしたいと思います。

**議 長** 堀田議員、今答弁があったわけですね。将来的な分については答えられないという発言もあっているわけですから、順次、通告に基づいて質問をされ、議論を深めていかれた方が良くないんじゃないですか。

**町長** お答えします。冒頭、一番の中に将来の観光づくりをという言葉が入っておりますけれども、先程議員は、いわゆる任期という話がありまして、その後のことの質問がありましたので、そういったことについては現時点ではなかなか答えにくいということでございます。そして今、具体的に、今後の観光事業の振興については、大崎半島を中心としていくのか、あるいは町全体で考えていくのかという質問がありましたが、いわゆる交流人口の拡大を図るということで、町の活性化を図る、その中に観光事業の振興というのが位置づけられていると思います。そういったことで、これまで私は専門家ではありませんので、大学の機関に調査研究を依頼して、その結果が出されましたので、今後はその報告に基づいて、町が実施をするもの、あるいは観光協会で実施をしていただくものをこれまで精査をして、これを町でできるものについては予算措置をしていかなければと思っています。そして、観光協会で実施していただくもの、これは当然、協会の立場もございまして、これから協議を深めていって、そして協議がまとまれば、その時点で対応していただくと、このようなことで考えております。

その中で、やはりあの大崎半島だけではなくして、川棚町には豊かな自然がございまして。もちろん、虚空蔵もそうでありまして、東部地区の棚田、これも美しい自然だというふうに理解しておりますので、そういったものを活用しながら観光のまちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

**4 番 堀 田** はい、分かりました。いっぱい言いたいことはあるわけですが、今の答弁の中で、そういうふうに全体を含めて振興をしていくということですね。やはりあの、観光調査結果を受けたのですから、ある程度の内容の指摘があったと思うんですね。例えば、本町の観光資源を活用したツーリズム、俗にいう体験型観光が少ないという指摘があったわけですけど、そのことについては何か検討あたりをされたんでしょうか。

**町長** お答えいたします。今議員からは、観光資源を活用した、いわゆるツーリズムについての具体的に検討したのかという質問でございしますが、先程言いましたように、いろんな提案が大学からなされております。はたしてこれが実現可能なものか、可能であっても効果があるものかどうか、そういったものをこの一年間で担当課の方で十分検討してきております。そ



してそれをツーリズムに限らず、他のメニューについてもいくつか検討して、そしてこれから観光協会に取り組んでいただくとか、あるいは町で実施をしていこうとか、そういったことをこれまでしてきたところでございます。

**4 番 堀 田** 検討をされたようですけど、やはりあの、パンフレットだけで見ると、知らない人もまだかなりいると思うんですね。そうすると、どこかの市町村あたりは新聞、公告とか、あるいはテレビ、PRあたりを、あるいはメディアを使って来てくださいというふうなかつこうで紹介をされておりますよね。そういうことの方まで検討はされたんでしょうか。

**町 長** お答えいたします。今議員がおっしゃったように、パンフレットにつきましては、手に持った方でなければ理解してもらえませんが、今おっしゃったようなテレビでの宣伝とか、そういったものについては大変効果があるものと思います。これまでもテレビでのPRについては、過去にも検討されたようでありますけれども、やはり費用対効果、そういったものを考えますと、今の予算では大変厳しい状況にあるのではないかと思います、これについてもこれから検討していかなければと、そのように思っております。テレビ等が一番効果があるのではないかというのは、十分承知をいたしております。

**4 番 堀 田** もう一つその中に、調査結果の中に、川棚は周辺地域に観光を頼っており、本町観光を中心とした客の増加が必要と指摘をされております。そういったことに対して、何かこう、どうしようかということは町としては考えておられるんでしょうか。

**町 長** お答えします。今議員からは、川棚町の観光は周辺地域の施設に頼っている観光だというふうな指摘があったということですが、そこに書いてあるんですかね。ちょっと紹介してください。

**議 長** ちょっと待つて。質問の補足ですね。

**4 番 堀 田** この川棚町活性化プロジェクトの中にですね、「川棚観光を中心とした客の増加が必要」というふうな項目があるわけですね。そういうふうに指摘をされております。確かに、矛盾というのがあるわけですね、このあれにはですね、観光客の増加、それから宿泊客数の減少あたりが、ハウステンボスの影響とか、川棚メインではないので宿泊にはつながらないというふうな矛盾があつてですね、限界として、川棚は周辺地域に観光を頼ってい

る、だから川棚観光を中心とした客の増加が必要ではないですかというふうな指摘をされております。だから、そういうことに対して、町として何か施策あたりは考えられたんですかということですね。ただ、これはですね、確かに町長は前の答弁で、「観光協会と協議して実施にうつりたい」という答弁をされております。確かに、町のパートナーシップが観光協会という認識だろうと思いますので、そういう中で観光協会がすることですよと言ってしまえばそれで終わりかもしれませんが、やはり町として、何かの施策が必要じゃないかということで質問をしたわけです。

**町長** 大変失礼しました。今あの、質問があった内容については、長崎県立大学の学生がそういうふう感じて、そして報告書の中に記載した文書の一行だと思えます。そのことに関してはですね、川棚町の観光施設というのは、大崎半島なり、虚空蔵なり、そういったことで、他の例えば九十九島とか、あるいは雲仙とか、そういったメジャーなものではありませんので、やはり周辺の観光地と一体的に振興していくということが必要ではないかということが考えられます。そういったことの指摘があったのではないかと感じておまして、それにつきましては、例えば最近では東彼観光プロジェクト、これは商工会が中心となって研究されておりますけれども、この中でもそういった問題提起をいたしまして、例えば波佐見の陶器の体験とか、彼杵のお茶の体験とか、そういう体験を済ませてくじゃく荘に泊まってもらうとか、そういった、いわゆる周遊ルートの開発が必要ではないかということで、これにつきましても大学の方から提案がっておりますので、そういった商品を今後作っていかうじゃないかというような考え方は担当課では思っているところでございます。以上でございます。

**4 番 堀 田** ありがとうございます。そういうことですね、やはり目に見えてお客さんが来るようなですね、やっぱり何かしたけんがお客さんがやっぱり来たなというふうな施策をですね、これからもしていただきたいと思えます。

次に、二点目のですね地場産品を使った加工品やご当地グルメを開発するためということで質問をしましたが、今あの、町長の答弁の中では、いろいろな分野からドレッシングあるいはトマト鍋スープ、それから川棚まんじゅうとか、いろいろあるようでございます。ただあの、私がそういった企画

をできないかというのは、例えば、またよそのことを言うかもしれませんが、ああいった波佐見町でグルメフェアを開催されまして、そして要するに募集をかけて、審査をされて、そういった波佐見町のグルメですよということでグランプリとかそういったことをされておりますけど、そういう企画です、あるいは過去にはぐるりんグルメと言って、何年かに各商店から、各店からですね、いろいろな工夫したものを出品されておりましたけれども、そういった何か今あるものじゃなくて、新しいものを何か作りませんかというふうな企画をですね、町の方で先行して指導的なことで募集をかけて、こういう企画をしますから集まってください、その中で良いのを審査して、川棚町グルメとしてしますよというふうなことをですね、やはりしてほしいわけですね。例えば、この前佐世保もありましたですよ、佐世保グルメ表彰式みたいな格好で、スイーツ部門とか、それからバーガー部門とか、和牛部門とか、いろいろな分野で表彰制度を審査をしてそういうことをされております。そういった企画あたりをですね、ちょっと計画できないかということで尋ねます。

**町長** 答えいたします。ただ今議員からは、グルメフェアを企画したらどうかというような、具体的なお提言をいただいたわけですが、最初にも答弁いたしましたように、昨年は川棚良い肉日本一フェアというものを開催いたしまして、それぞれの飲食店が工夫をこらしたメニューができておまして、それが提供されております。これがいわゆる川棚町のご当地グルメとして定着するんじゃないかと、そのような期待をいたしております。今、議員がおっしゃった、いわゆるイベント的なものを企画して、優秀なものには表彰するとか、そういう制度を設けてはどうかというような具体的なお提言をいただきましたので、今後検討してまいります。以上でございます。

**4 番 堀 田** 大いに進めていただきたいと思います。それとですね、新しい、やはり川棚町のそういった、これが川棚というような品物を一つぐらいはですね欲しいと思うんですね。そういった中でそういった企画をすると、ひょっとしたら、これやったら町民のみなさんが川棚町のブランドとして良いですよというふうなことができるんじゃないかと思うんですね。そのへんはこれから先企画をお願いしたいと思います。

それから三点目の、川棚ブランドとしての認証制度ということで質問をし

ていますけど、認証制度というのは、先程町長の答弁の中にもありましたように、結構市町村でやっぺらっぺらるんですね。島原の方も認証制度として、きれいに項目を設けて作られています。今の特産品も確かに特産品として認知はしていますけど、川棚町のブランドですよというステッカーあたりを貼ったり、あるいは、これは農業分野の特産品じゃなくて、例えばハムも一緒ですし、あるいは町内には陶器もされている方もいらっしゃるんですね。そういったいろいろな審査を行った上で、川棚町のブランドというシールを貼って、それで販売の活性化につなげないかということですね。だから認証制度ということでは、先程の答弁では検討していきたいというふうなお考えですけど、やはりそういったことをしていくと、やはり作った人も一つの励みになるんじゃないかと思うんですね。それからいろいろなお菓子を作っぺらっぺらる方もいらっしゃるし、そういった他のいろんな食材とか加工品とかあるわけですね。そういった中に、川棚ブランドといったステッカーを貼って、あるいは賞状でもして、川棚町がこの商品に対しては川棚町が認定をしましたというような、そういったものを作っぺらっぺらるようなことはできないでしょうか。

**町長** 冒頭に申し上げましたように、観光のまちづくりの取組みということで質問を受けておりますが、今再質問でいただいているのは、農業の振興策ではないかと思ひます。できれば、この農業の振興、イコール観光の振興につながるんだと、そういったご提言もいただければ大変ありがたいと思ひます。

質問を受けた件についてでありますけど、先程も答弁いたしましたように、この認証制度はですね、他にも例がありますし、おそらく効果があるのではないかと思ひますので、前向きに取り組んでいきたいと思ひます。ただ、今具体的には川棚町産であるとか、あるいは川棚町ブランドであるとかのステッカーを貼ったらどうかというような具体的な質問がありましたけど、これについてはすでに実施をいたしてあります。堀田議員の地元の小串トマトについては、生産者の方から一玉入りの袋で販売したいという要望があっぺらっぺらりまして、これには対応しようと思っぺらっぺらりまして、それから、今選果場が変わりまして、全て大村の選果場で選果をしておりますけど、小串トマトについては、小串トマトとしてのブランドが保てるように、川棚産というステッカー

を貼ったり、ゴム印を押したりと、そういったこともすでに実施をしておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。以上でございます。

**4 番 堀 田** そういうことで、よろしく進めていただきたいと思います。

次に、四点目ですけれども、先程、町長の答弁の中で食品レプリカみたいなことを言われましたけれども、まさにその通りでございます。町民がやはり特産品ということは知っていらっしゃると思うんですけれども、そういった庁舎玄関横に置くことによって、町民の方がどういう特産品があるのかというのを目で見てすぐに分かるわけですね。やはりそういう積み重ねあたりが皆さん方の将来の販売に繋がっていくんだと思うんですよ。よその庁舎に行ってみますと、やはり玄関ロビーのところにはちょっと棚を作って、いろいろなものが置いてあるところがありますよね。先程の町長の答弁では、ちょっと狭いからなかなか難しいということですが、工夫すればできると思うんです。例えば、入口のところの右手の方には、いろいろ入札関係のチラシがありますけど、あのへんにガラスケースとか置いて、大きいレプリカじゃなくてもいいと思うんです。写真でもいいと思うんです。小串トマトの写真、あるいは長崎和牛の写真、アスパラの写真、それから陶器の何人かいらっしゃる方のこういったものはいいですよというような写真、日本ハムのそういったもの、あるいは川棚まんじゅう、川棚かりんとうまんじゅう、そういったいろいろなものがあるわけですね。町内には、やはりそういうものをもっとアピールしていくべきだと思うので、工夫すればできるような感じがするんですけど、町長の考えはどうでしょうか。

**町 長** お答えいたします。いわゆるレプリカとは、食品サンプルのようなものということで、議員と同じような考え方であってほっといたしております。まず、考えたのがですね、役場においでになるのは、ほとんどが町民の方でございます。そこで観光事業の活性化とどうつなげていくのかということを考えてみたときに、あまり来客に向けての効果ということは、例えば役場の場合はないんじゃないかと。県庁の場合は、県内各地からおいでになりますので、県庁玄関ロビーにそういったものを置くというのは、大変効果があるのではないかと思います。ただ役場の場合は、町内の皆さん方がおいでになりますので、町外に発信する観光事業としては、あまりなじまない

んじゃないかということで消極的な答弁をいたしたところであります。そしてもう一つは、考えたのは、日本一の長崎和牛、これのレプリカを作れば大変立派な展示物になるのではないかと思います。そういったことから、現在の庁舎では手狭であるということで答弁をいたしております。そして、ただいまは写真を掲載してはどうかというようなご質問がありましたので、これについては実現可能でございます。これについては、できそうな感がいたしますので、さっそく準備に取り掛かりたいと思います。以上でございます。

**4 番 堀 田** ありがとうございます。実質的に観光まちづくりということをするれば、本当は物産館的なものを全体的なことを作ればいいんでしょうけど、費用がものすごくかさみますので、そういったことは今のところちょっと無理だろうと思うんですね。やはり町民の方しかこらっさんと言いながら、やっぱりいろいろな人が来ていらっしゃると思うんですけど、川棚町民の方でもですね、そういった特産品が全部あるということは、ご存知ない方もいらっしゃると思うんですね、先程、町長が答弁されましたように、写真あたりだったらすぐできるということですので、そういった掲示板あたりを配慮されてですね、設置をしていただきたいと思います。そういうことで質問を終わります。

( 1 3 : 4 4 )

**議 長** 次に、田口一信議員。

**1 2 番 田 口** 大きく2つの事項について質問をいたします。

一つ、成年後見制度の利用促進について。午前中の説明で、町長は「なるねん」という読み方をされましたが、若い年じゃなくて、なるねんの成年でございます。

成年後見制度の利用促進について、成年後見制度は、平成12年の介護保険制度の導入と同時に施行されたものです。すなわち介護保険による各種の給付は、利用者本人と各施設との契約関係によるものとされたわけですが、認知症の高齢者などは、その契約を締結する能力がないという事情から、この後見制度が必然的に必要となったわけでありまして。その後、障害者自立支援法でも施設の利用は契約関係とされましたので、知的障害者の後見ということでも意義を有することになりました。この成年後見制度は、従来の民法の禁治産者、準禁治産者の制度の不都合なところを改めて、なおかつ障害の

程度に応じて、後見、補佐、補助の三段階とされました。そして従来のように、配偶者が必ず後見人になるのではなく、配偶者や家族もあり得るが、第三者が後見人になり得る、あるいは複数の後見人を選任し得る。あるいは法人も後見人になり得るということにしております。制度の方向としては、第三者後見人を主とする方向にあると考えられます。諸外国では、市町村などの公共団体が後見人になるという制度をとっているところもあります。

後見の業務は、財産管理と身上監護です。財産管理とは、年金の受け取り、預貯金の払い戻し、公共料金の支払い、不動産の売買、賃貸などの財産的な活動を代理して行うものであります。身上監護とは、福祉施設や病院との契約を行うなどのことでございます。この成年後見制度を利用しやすくするために、各市町村は、成年後見制度利用支援事業を制度化しております。すなわち、ある人に後見人を付ける必要がある場合に、通常は家庭裁判所に本人配偶者または四親等内の親族などが後見開始の申し立てをするわけですが、そういった家族などの身寄りがなくて、申し立てをする人がいない場合などに、町長がその人について後見開始の申し立てをする。そのための費用も負担するという内容でございます。

もう一点の内容は、そういった人について、後見人を付けた場合には、その後見人の報酬を支払うと、その人の生活が非常に苦しくなってしまうという場合に、その後見人の報酬の補助をするという内容です。以上が、利用支援事業の内容です。以上が、成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業の概要です。なお、以上申し上げました法定後見制度の他に公正証書方式での契約による任意後見制度もあります。この任意後見制度も含めて、成年後見制度と言われております。これらの制度は、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者等が安心して暮らしていくために非常に重要な制度でございます。しかし、現状はこの制度の利用は、全国的に未だ少ないと思います。現在、認知症の高齢者は約250万人、知的障害者は55万人、精神障害者は320万人と推計されております。これに対して、後見制度を利用している人、すなわち後見されている人は、単年度で後見開始が3万人弱、平成12年度からの累計で20万人程度です。また本町の、先程言いました利用支援事業は、ここ3カ年ほどは町長申し立ての件数はゼロです。そして、報酬の助成を受けている人も、現在はゼロという状況であります。こういった利用

が少ないことの理由、要因としては、もちろん先程上げた何百万人という数字の全てが後見人が必要というわけではないのですけれども、後見人が必要な状態というような人でも、家族が面倒を見ているから必要ないというような状態があったりするのではないかと思います。特に田舎では、高齢者と子ども夫婦が同居しているケースなどが多いと考えられますので、必要の度合いが少ないのではないかというふうなことは考えられます。しかし、そういった同居という状態も将来はどうかと考えた場合に、私たち団塊の世代が認知症になる頃はどうかと思いますと、はなはだ心もとないことだと思えます。団塊の世代の子ども達は、人口が半分ですから、子どもに面倒見てもらうのは期待できないと考えざるを得ないと思えます。これからは、社会全体で助け合うこと、元気な人が弱っている人を助けるというかたちの社会を作っていくことが重要であろうと思えます。そこで、成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業について、その利用促進の観点から次の三点をお尋ねいたします。

一つ、成年後見制度及び本町で制度化している成年後見制度利用支援事業の利用が少ない状況について、その理由要因等をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

二、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、まずその制度の普及、啓発に努めることが必要であると思えますが、どのように取り組んでいく考えかお伺いします。

三、また、成年後見制度を利用しやすくするためには、後見人となり得る能力を有する人、すなわち特段の資格は必要ないのですが、後見制度や各種の福祉制度に詳しくて、高齢者や障害者のことを良く理解して、なおかつ後見に必要な実務の処理能力に長けている人、しかも人格的に信頼のおける人、そういう人が身近に多く存在する状態を作っていくことも必要だと思えます。このために、成年後見人候補者等養成講座を実施してはどうかと思えますが、そのお考えについてお伺いいたします。

大きく二番目です。町制施行80周年記念について。今年は町制施行80周年の記念の年でありまして、町でもいろいろな行事を予定されております。そういった行事を実施する、その意義はどういうところにあるのかということをお考えた場合には、町民が町制施行後80年になるという、こういう節目



の年にあたって、これからさらに一層、元気なまちづくりに取り組んでいこうと、町民が奮起する、すなわちやる気を出す、そういうムードづくりをするというところに、この80周年の意義があるのではないかと私は思います。そうしますと、町は自ら行事を実施するだけではなくて、町民のそういったいろいろな自主的な活動が活発に行われるように仕向けていくということも大事なことはないかと思えます。

例えば、ある商店が80周年記念バーゲンセールをする。全て80円とか、全て880円とか、あるいは100縁翔店街は、今年は町制施行80周年記念80円翔店街にするとか、主催者が知恵を絞って町制施行80周年を謳って、いろいろなイベントを実施していくと良いと思います。ですから町としては、積極的に町民に働きかけて、町民をそのように仕向けていってはどうかと思えますが、どうお考えかお伺いします。

以上、大きく2項目について質問いたします。ご答弁によっては、自席から再質問をいたします。よろしく願いいたします。

**町長** ただいま田口議員からは、2項目についてご質問いただきましたので、順次、答弁をさせていただきます。

まず、最初の質問の成年後見人制度の利用促進についてのご質問についてでございます。本町では、平成18年10月1日に川棚町成年後見制度利用支援事業助成事業実施要綱を制定し、その運用を行ってきたところであります。そこで、この制度の利用促進についてご質問がありましたが、まず、①では、成年後見制度利用支援事業の利用状況が少ない理由、要因等についての質問だったかと思えます。本町において、数の把握はしておりませんが、成年後見制度を利用しなければならないという方々が、少なからずはいらっしゃるようでございます。これまでの成年後見制度利用支援の要請は、議員ご指摘のとおり状況であります。後見制度の概要につきましては、今議員の方から説明がありましたように、私もそのように承知はしておりますが、各担当課の窓口にパンフレットを備えてはいるものの、制度の内容が複雑であることが住民に浸透していないのだろうと、このように思っておりまして、そのことが利用に繋がっていないと考えております。

次に、成年後見制度の利用促進を図っていくための取組みにつきましては、町民の皆さんに周知をすることの必要性は十分認識しておりますので、広報

誌への掲載や講演会の開催、審判の申し立て申請を行うことができる民生委員を始め、福祉施設に対しての啓発も視野に入れながら、今後取り組みを行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、成年後見人候補者養成講座を実施してはどうかとの質問であります。長崎県内では、長崎市と共同事業でNPO法人「市民後見人の会ながさき」が、誰もがこの制度を利用できるように同じ市民の立場で、共に知恵を出し合い、相談しながら支え合う環境を作っていくことを目的として、平成21年8月に設立され、会員のみなさんは60名程度いらっしゃるようであります。活動の内容としては、後見活動、相談や支援、普及、啓発等がありますが、議員のご質問にもありますように、市民後見人候補者養成講座も、この法人が主催して実施されているようでございます。そこで、本町において講座を開催すると仮定した場合、長崎とは違って人口規模が小さい本町で、興味を持って受講される方が何人おられるのか。規模の小さい本町だけの取り組みでいいのか。講座の内容や講師の派遣等、現行において情報収集ができておりませんので、今後、調査研究をさせていただきたいと、このように考えております。

次に、町制施行80周年記念についての質問にお答えいたします。平成26年度は、町制施行80周年を迎える記念の年であり、これを祝して数々の記念事業を計画しており、平成26年度一般会計予算案におきまして、町制施行80周年記念事業費を設けて関係経費を計上しており、これにつきましては今後、議会日程にしたがってご提案し、ご審議いただくことにいたしております。

内容といたしましては、8つの事業を計画をいたしております。検討を行う上では、それよりも多くの事業を検討いたしましたが、諸般の事情により特に長崎がんばらんば国体の開催と相まって、国体と既存の各種行事との調整の中、町として、これよりも多くの主催事業を催すことは難しいと判断をしたところでございます。そのような状況の中、議員ご指摘のように、町内の有志の方々、あるいは団体により、町制施行80周年記念にふさわしいイベントを自主的に企画し開催いただけたとしたならば、これは願ってもないことであります。そうした町制施行80周年記念を掲げた自主的なイベント開催は、町制施行80周年を祝う気運を一段と盛り上げる効果が期待できる

だけではなく、まちづくりに住民の方々の参加を促す良い機会であると、そのように考えるものでございます。

行政主催以外の自主的イベントの開催において、町制施行80周年記念事業といった名称をイベント名称に掲げて行うことは、一般的に冠事業というふうに呼んでおります。他市町村の周年事業におきましても、こういった冠事業の取り扱いについて、要綱等において定め、冠事業の募集を行うといった取組みは広く行われているものであります。

今回、本町においてもそうした他市町の例を参考にして、町制施行80周年記念事業の名称を掲げて、自主的イベントを開催することについて、その手続きを定めた冠事業の取り扱いに関する要綱を設け、町広報誌とホームページに掲載し、募集を行っていきたいと考えております。

今までの周年事業におきましては、こういった自主的な冠事業の募集を行ったことはなく、今回初めての取組みとなりますが、町内の多くの有志の方々、あるいは団体から、この主旨に賛同いただき、この冠事業を付したイベント開催に申し込みいただけるよう願うものであります。

また、以前にも申し上げましたように、町制施行80周年記念事業の実施にあたっては、議員の皆様を初めとする町民の皆様のご理解と御協力なしには進めていくことができない事業でありますので、改めてこの事業に対するご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

**1 2 番田 口** 成年後見制度についてですが、答弁の中にありましたように、制度がまず複雑であるというような要素が少しあって、分かりにくいのかなという気はいたします。そして、例えば家庭裁判所のリーフレット、それから法務省のリーフレット、こういったものがありますが、12ページにわたって詳しく書いてあるんですね、なかなか読むのも大変だなという感じがいたします。それに比べて長崎市で作っているのは、半分の分量でQ&A方式で作ってありますので、分かりやすい感じがするわけですが、先程、パンフレットも作ってあると言われましたが、こういうふうに分かりやすい内容になっておるのでしょうか。それからどのようなかたちで配布をなされておられるのでしょうか。そこらへんをお伺いします。

**町 長** お答えします。先程、答弁で申し上げましたように、この制度を周知するために、担当の窓口にはパンフレットを設置をしております。今議

員が持たれているパンフレットと同じものだというふうに思います。これにつきましても、それぞれの障害者自立支援法に基づくものであればその担当の課に、それぞれ内容がちょっと違いますので、法務省から出されたパンフレットについては、総務課等の窓口で掲示をいたしております。今後は、やはり先程言いましたように、この制度が難しいこと、そういったことから町民の皆様には浸透していないと、だから町の制度についても活用されていないという状況でございますので、広報を通じて、今後制度の周知を図っていきたいと、このように考えております。

**1 2 番田 口** 周知の一環ですけれども、利用してみたいんだけどと言って、町民が役場にどういうふうになれば良いのかという相談に来たいときには、こういうふうになればいいですよというような相談には乗っていただけませんか。

**町 長** お答えします。それは行政サービスの一環として当然のことだと思います。以上でございます。

**1 2 番田 口** 町の方でそういう相談に乗っていただくということも大事ですし、それからもう一つ三点目に申し上げましたように、この制度について、ある程度詳しい人が多くいる方が、それで身近な人がこの制度のことを良く知っている人がおればですね、そういう人に相談できるような、そういう意味からも、養成講座を実施してですね、実際にその養成講座を受けた人達が後見人になるとは限らなくてよいと私は思います。先程、長崎のNPO法人のことを言われましたけれども、60人の会員がおられるということですが、私の聞いておるところでは、長崎のNPO法人の60人の会員の中でも、実際に後見の業務についておられるのは、14、5人ぐらいの感じで聞いておりますので、一定の意識を持ちながら、そういったNPO法人に所属しながらですね、むしろそういう人達は啓発とか相談とかに乗っていただいているのではないかと感じておりますので、そういう意味でも、その養成講座を実施する必要があるんじゃないかと私は感じております。町民が利用しやすくするためにという意味でですね。人数とか、規模とか、これから詰めなければならぬというお話でしたので、今は具体的な答弁はないと思いますが、ぜひとも実施していただきたいと思っておりますので、その実施についての考えをもう一回確認させていただきたいと思っております。

町長 先程も言いましたように、これから高齢化がさらに進みますと、認知症に成られる方も少なからず増加するのではないかと、こう考えられます。したがって、今後のニーズは高まっていくと、このように判断いたしておりますので、前向きに検討していきたいと考えております。以上でございます。

1 2 番田口 ぜひとも前向きな検討をお願いいたします。それで、80周年記念の民間の自主的な活動に関してですが、大いにやってほしいというような町長のお考えが今示されたところですが、実は、私が思っていたのはですね、民間で大いにやってほしいという町長の気持ちが示されればそれでいいなと思っていたんですが、さらに募集をかけるというふうなことを言われましたので、どうなんでしょうか。かえって萎縮しませんかという感じがするんですけど。私が思っていたのはですね、大いにやってくださいと、それで例えば1日、2日イベントをするならば、そこに80周年記念とかいうのぼりを貸して上げますよと、町の方で10本か20本作りますからどうぞそういうのを使ってくださいというふうな感じでですね、そういうものを貸し出して、あるいはPRしてあげてというようなことを思っていたんですが、募集をかけると言われると、やや制約になりやせんかという気がするんですけど、いかがでしょうか。

町長 お答えします。これにつきましては、例えばのぼり旗なんかを作っておりますので、そういう冠事業をつけて貸し出すこと、そういったことが考えられます。やはり、町が行う一定の事業につきましては、制度というものを設けなければできませんので、簡単な要綱を作って、そしてそれに沿って、あまり主催者が負担にならないようなどころで作って、そして実施をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

1 2 番田口 ぜひともですね、その制約にならないように、大いにやってくださいと、そして大いにそういったかたちで、のぼりなどのかたちでは大いに支援しますよというふうな姿勢を強く打ち出してですね、取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

( 1 4 : 1 0 )

議長 ここで、しばらく休憩します。

(…休憩…)

(14:20)

**議**            **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議**            **長** 次に、小谷龍一郎議員。

**9 番 小 谷** 議席番号9番小谷です。通告書にしたがい、子育て世代の安定した生活と乳幼児期の子ども子育て支援について質問いたします。

現在、本町では第二子の保育料の無料化や、乳幼児おむつ用ごみ袋の配布、未就学児の医療費の助成など、子育て支援には積極的な取組みがされています。しかし、乳幼児期の育児費というものは、けっこうかかるもので、おむつや衣類、ミルク代など、生活必需品はもちろんのことであり、乳幼児を抱えた女性の働く環境も厳しい場合も見られ、収入的に減少してしまうケースもよく耳にします。

また、増税や物価の上昇もあり、子育て世帯にとって育児費用が世帯収入に占める割合が増加しているとも思われます。全国的な統計上では、長崎県は平均所得が低い地域でもあり、共働きの世帯が多い中、仕事をしながら安定して子育てができるような環境を作っていけるよう、以下の三点をお尋ねします。

一、現在、子どもを保育所に預ける際の保育所負担金（保育料）は、近隣の市町でもほぼ同じぐらいの金額設定になっているようです。これは国の基準を元に各自治体で設定されているものですが、本町独自で、この保育所負担金を減額することができないか。

二、本町でも全国的に導入が進んでいる病児保育、病後児保育の検討、研究がされているようですが、今後どのように取り組んでいくのか尋ねます。

三、現在、本町では小児科の夜間受付がなく、夜間や休診日の場合、町外の病院へ行かなければなりません。このような状況を解決するため、どのような対策を考えているかお尋ねします。以上です。

**町**            **長** ただいまの小谷議員の子育て支援の安定した生活と乳幼児期の子育て支援についての質問にお答えいたします。

①の件でございますが、本町独自で保育所負担金を減額できないかとの質

問であります。本町の保育所負担金徴収基準額については、川棚町保育所負担金徴収規則第2条別表で定めているとおりであります。この額については国の基準額より、本町独自で安く設定いたしております。また、独自の取組みとして、同じ別表の備考第5に記載のとおり、同一世帯から2人以上の児童が幼稚園または保育園に入所している場合、年長者が幼稚園に入所している場合にあつては、2人目は基準額の4分の1、3人目以降は無料で、年長者が保育園に入所している場合にあつては、2人目以降は無料の措置を講じているところでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、病児保育、病後児保育の今後の取組みについての質問ですが、まず、病児保育についてですが、「児童が病気の回復期に達していない場合であつて、症状の急変が認められない場合において、病院や診療所、保育所等に付設された専用スペース、または専用の施設で保育する事業」と規定してありますので、病気によっては病状が急変することが想定されるため、病児については、保護者の看護の下で保育することが基本であると考えますので、病児保育については、現時点では取り組む考えはございません。

病後児保育につきましては、「児童が病気の回復期にあり、症状の急変が認められず、かつ集団での保育が困難な子どもを専用スペースで一時的に保育すること」と規定されておりますが、病気の回復期でありますので、次世代育成支援行動計画にも示しておりますように、平成26年度以降、町内に一カ所の設置を計画しているところであります。しかし、病後児保育を事業展開するためには、保育園の協力がなければ設置できませんので、今後できるだけ早く設置できるように、引き続き努力をしていくことといたしております。

次に、小児科の受診の件についてであります。これについて答弁をさせていただきます。

まず、小児救急医療対策について、その現状について説明を申し上げます。昨年3月に策定されました長崎県医療計画により、24時間体制で小児の二次、三次救急医療が可能である長崎大学病院、長崎医療センター及び佐世保市立総合病院の3機関において、広域にわたって患者を受け入れる診療体制が整えられたところであります。また、県央保健所管内での小児夜間診療体制におきましては、大村市夜間初期診療センター、諫早市こども準夜診

療センターで対応されており、さらに佐世保管内では、佐世保市立救急診療所で対応されているところであり、本町小児科の先生も佐世保市立急病診療所に年数回執務されているという状況でございます。そこで議員からは、このような状況は十分でないので、独自で何か対策を講ずるべきだとのこと質問だろうと思うわけでございますが、本町におきましては、町立の病院や診療所もなく、また全国的に見ましても小児科医が不足している状況でございます。したがって、本町独自で現状を打開するための対策を講じることは大変難しい問題であります。したがって、その方策については、持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。以上、答弁いたします。

**9 番 小 谷** 答弁をいただいたので、再質問をさせていただきます。

一番目の保育料の件ですけれども、先程、答弁でもありましたように、現在、第二子からは無料ということでされているんですけれども、第二子無料化というのは、今後ずっと続けていくような考えでおられるのでしょうか。お尋ねします。

**町 長** この件につきましては、今回提案をいたします新年度予算にも所要額を計上いたしておりますので、26年度も継続していく考えでございます。

**9 番 小 谷** 実際、私も2人目の子どもが生まれまして、2人目で無料化で保育園に預けさせていただいているんですけれども、この第二子無料化の分の財源をですね、逆にこの第二子無料化というものを辞めてですね、全体的に減額するということはできないものなのでしょうか。

**町 長** 第二子無料化をとりやめるという発想のご発言ですか。再度お願いします。

**9 番 小 谷** とりやめろというわけではなくてですね、平等的にいく財源を平等的にする場合ですね、まず一人っ子の世帯もけっこうありますので、一人っ子の場合は、第二子無料化というのは実際関係無いというか、適用されないんですけれども、できればたくさん子どもを産んでいただきたいという考えからですね、一人目からでもですね、できるだけ負担を減らせるように全体的にまんべんなく減額ということができないかということで質問いたします。



**町長** お答えいたします。先程言いましたように、本町の保育料は国の基準よりも低うございます。そういったことで、まずご理解をいただきたいと思うことと、それから第二子以降を無料化したことにつきましては、できるだけ二子目以降を出産していただきたいと、そういった期待を込めての制度でもございます。

**9 番 小 谷** 質問の角度を変えさせていただきますけれども、この保育料の減額を質問したのにあたりまして、この保育料を下げるということですね、例えば町外から川棚町へ移り住んでこられる方にアピールするために、町として何か目玉となるような施策が考えられればと思って質問をしたつもりです。まず、例えば町外から本町に、仮に移り住んでくる機会があるとすればですね、結婚した場合とか、子どもを産む場合とかですね、新しく住まいを構える際に、どこにするか考える場合、できれば子どもを育てる環境が整っているところというもので、川棚町としてアピールすることができないかと思ひまして、他の自治体とあまり変わらないような施策ではなくですね、何かの特化したような施策が何か一つでもあればと思ひまして質問をしております。この保育料に関してですけども、だいたいどこの自治体でも同じぐらいの金額で設定されているというのを調べてみて分かりました。逆にですね、関東の方の都心部になると、逆にこれをかなり低く設定されている地区なんかもあるようです。将来的に考えまして、この現役世代、実際子どもを育てる世代というものが人口分布に考えても減っていくといひますか、どんどん団塊の世代の方達が高齢者になっていった場合、将来的に考えて、この現役世代の方が増えていくことが望ましいと思ひますので、そういう方達を町外からでも、川棚町へ移り住んでいただけるような、そのような施策というものでは考えられないでしょうか。

**町長** お答えいたします。今、小谷議員の方からは、定住人口の拡大を図るためには、すぐれた施策であるというような主旨の発言だったと思うわけですが、実は私もそのように認識をいたしております。そこで、これまでも保育料をもっと安くできないか、あるいは無料にできないか考えたことがございます。ただ、現状の予算の中では、保育に占める割合、非常に高うございます。後で担当課長の方から分かっておれば金額を申し上げますけれども、今の川棚町の財政状況を見ても、冒頭、所信の中でも申

上げましたとおり、2億以上の基金の取り崩しをしなければならない状況でございます。したがって、思いは同じでございますけれども、現状の川棚町の財政状況では無理でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

**住民福祉課長** 小谷議員の質問に関連をいたしまして、平成25年度での保育所運営費について若干触れさせていただきます。保育所運営費措置費約4億円程度でございます。質問の中で減額分がありますけれども、本町での減額している分について触れてみたいと思っております。

まず、国の基準どおりに保育料を徴収した場合と、本町での保育料を徴収した場合の差でございますけれども、現在、1,500万円程度でございます。この1,500万円の、いわゆる未収金につきましては、国庫補助それから県費補助、こういったものについては控除されますので、この分については、町の収入にならないということで、この分だけの、これに対します費用負担があっているということをご理解いただきたいと思っております。

**9番小谷** 今の説明の中で、1,500万円ということがあったんですけれども、これを町が負担しているということで理解していいんでしょうか。

**住民福祉課長** そのように理解していただいて結構でございます。

**9番小谷** 今の説明の分でもう一度質問させていただきますけれども、保育料全体の額というのは分かるんでしょうか。その中の1,500万円が町の負担となっているということでしょうか。一子目からの分と全部合わせての保育料というのが、だいたい総額いくらぐらいになっているのでしょうか。

**町長** 私の方からお答えいたします。先程、担当課長が説明した金額につきましては、現在、町が軽減措置をしている金額の町の持ち出し分でございます。先程、説明しました金額の4億という数字が出ましたけれども、それについては再度担当課長の方から説明をさせます。

**住民福祉課長** 平成25年度の決算がまだできておりませんので、これは次の見込みを立てている分で、次のと言いますのは新年度ですけれども、見込みとして保育料収入が1億1,360万円程度、これが減額をしたところでの、いわゆる実収入と言いますか、この金額が8,360万円、ですから25年度の見込みでいきますと1,500万円程度でございますが、次の見込みを立てますと約2千万円程度は町の負担になることと見込んでおります。

**9 番 小 谷** 仮に全部を無料化した場合の金額が1億1,360万円ということでもいいんでしょうか。

**住民福祉課長** 1億1,360万円、そのようにご理解していただけてっこうでございます。

**9 番 小 谷** 今の説明で結構な額ということも分かりますし、実際、現在の町の財政的に厳しいということは理解しました。ただその、この件に関しまして、12月議会で一般質問で一つ出ていたんですけども、企業誘致の件ですね、現在、用地的にも本町にはないということで、実際、難しい状況であるということがありましたので、働く場所を川棚町に造るということが実際難しいということで理解をしました。それで、働く場所は町外であっても、できるだけ住むところを本町でできるような措置をですね、どうかとっていただきたいと思って質問をいたしました。町長の答弁にもありましたように、思いはあられるということで、一応ありましたので、この次の2問目にいかせていただきます。

病児保育と病後児保育ですけども、答弁の中で病児保育の件に関しては考えていないということではありましたが、先程出ました次世代育成支援後期行動計画ですかね、この中でも病児保育、病後児保育の件が出ているんですけども、一応本町で1軒つくるようにということで検討されているということですが、この中で近隣町との連携を含めてということで出ているんですけども、この川棚町に1軒造るということは、三町で1軒造るということで考えてよろしいんでしょうか。

**町 長** お答えします。川棚町の行動計画でございますして、町内に一カ所、町の施策として設けるという考え方で進めております。以上でございます。

**9 番 小 谷** 一応、確認ですけども、三町で一軒ではなく、本町独自で一カ所計画するというように理解してよろしいでしょうか。

**町 長** 私と担当課長の意見が食い違いますので大変申し訳ありませんが、担当課長の方から答えてもらいます。

**住民福祉課長** 議員がおっしゃいますように、次世代育成支援計画の中に掲げておる項目でございますして、実は、この件については、東彼福社会とかの中で話が常に出されておる訳でございますが、実は、この病後児保育について

は、保育所の協力がなければできません。今の施設の中で、病後児保育をすればとなりますと、施設の改修等が絡んでまいります。そうしますと、なかなか現行の保育所の中で手を挙げてくださるところはないようでございます。計画の中に、本町に一カ所と、設置をするという方向性を出しておりますけれども、これは現実的には、東彼杵町、波佐見町にもできることが想定されませんので、川棚町に一カ所という目標を立てて計画をしているところでございます。議員がおっしゃいますように、次年度において保育所の改築計画が上がっているようでございますけれども、まだ、新年度予算にも入っておりませんので、ここで申し上げることはできませんけれども、できますればお願いできんかどうかという話はさせていただいております。以上でございます。

**9 番 小 谷** 一応、確認をさせていただきますけれども、本町で一カ所造るという計画でされているようですが、例えば波佐見町であったり東彼杵町からの利用っていうものも受けることができるということでしょうか。

**町 長** ただいまの質問にお答えいたします。計画に基づいて、川棚町内に一カ所設置をするということが、先程、私が言ったとおりでございます。そして、その活用については波佐見、彼杵も利用できるのではないかとということで担当課長は答弁をしたということでございます。

**9 番 小 谷** この事業自体は、いろいろな形態があるかと思っておりますけれども、訪問型であったり施設型であったりですね。本町の地域性に合ったような事業形態を研究されて実施できるように期待をいたします。

続きまして、3問目に移らせていただきます。夜間の受付の件に関してですけれども、実際、町長の答弁でありましたように、本町には小児科が一軒個人でされているところがあるんですけれども、やはり個人の病院でですね、対応されるのはちょっと難しいかというのは理解できます。それですね、一応、第5次総合計画の中で出ていたんですけれども、実際、この夜間受付がないというものは問題点であるというものは出ているんですが、小児救急電話相談の普及啓発を図ることが重要ということで掲げてありますが、この小児救急電話相談の普及啓発というものは、どのようなことをされているのでしょうか。

**町 長** お答えいたします。私の方では把握をしておりませんので、担

当課の方で把握をしておれば担当課の方から答弁をさせます。

**健康推進課長** 長崎県の小児救急電話相談センターというのがあります。このダイヤルは局番なしの井の8000番というのがございます。これは家庭のプッシュホン回線、あるいは携帯電話から利用可能ということでございますが、この分につきましては、母子手帳交付時または乳幼児の健診時等においてですね、周知はいたしておるところでございます。

**9 番 小 谷** 小児救急電話相談の件に関しては、一応分かりました。実は、この夜間受付が本町にないということですね、今現在どのような状況かと言いますと、やはり子どもが小さい時というのは、よく熱を出したりするものなんですけれども、だいたい夜に熱が上がったりするんですが、その場合ですね、うちの場合は大村の方まで行くんですけれども、車で行っても3、40分はかかってくるわけですね。どこの家庭でも町内の方だったら、そのようなかたちで聞くところは大村か佐世保か、あと嬉野か、そのだいたい3軒のどこかに連れて行くということが結構多いみたいなんですけど、今あの、長崎川棚医療センターの建て替えが行われていると思いますけれども、この建て替え工事に併せて、町の行政の方からですね、小児科の増設であったり、そのような受付窓口をできないものか、呼び掛けたりということは考えられないんでしょうか。

**町 長** お答えいたします。今議員のご発言にありましたように、川棚医療センターの改築が検討されております。具体的に進んでいるようでございますが、実は、今議員がおっしゃったようなことも考えておまして、これにつきましては、長崎川棚医療センター地域医療支援病院運営協議会というのがありまして、行政側からは担当課長がこの委員に任命を受けて、そして会議に出席をいたしております。この会議においても、本町の課長からだけでなく、他の委員からもご質問のような主旨の発言があっております。いわゆる小児科を設置してはどうかと、これについて病院側としては、現在、小児科は集約をされておまして、拠点化という考え方で進んでいるということで、川棚の医療センターでは、設置する考えはないようでございます。ただ、学童以上であれば病院で対応できるということでもありますので、要は、医療センターに限らず、今行政で推進しているのは、かかりつけの病院をそれぞれ持っていただきたいと、そして日頃から同じ病院にかかって、そして

自分の健康状態、いろいろな病気があったときには、そのかかりつけの病院に行って相談をすると、小児科においてもまさにそうではないかと思いたすので、そういったかかりつけの病院を作るように、お互いが日頃から努めていけば、そういった緊急の場合にもある程度は対応いただけるのではないかと、このように理解いたしております。

**9 番 小 谷** 実際難しいということは理解はできますので、できればですね、本町にもと言いますか、近くにですね、夜間でも診てもらえるような病院ができることを期待いたしますので、今後もしできれば行政側からの要請というものをですね、やっていっていただければと思います。一応、以上です。

( 1 4 : 5 8 )

**議 長** 次に、三岳昇議員。

**5 番 三 岳** 5番、三岳でございます。私は、教育長及び町長に、小中学校で太陽光発電を行い、教室にエアコンか扇風機を設置できないかをお尋ねいたします。

この件につきましては、平成24年6月定例会において、一般質問をおこなっております。教育長は、「子どもの精神的成長と環境の関わりとして、子ども達の我慢強さを育てるためにはエアコンなどで作られた快適な環境でなく、夏の暑さや、冬の寒さなど自然の体験の中で育つ」と考えておられ、その当時は福島原発事故の後で、全国的に節電に取り組まが行われておりました。そのために「エアコンや扇風機の設置を考える時期ではないと考えている。また、太陽光発電については、費用対効果の視点で研究したい」と、そして「ゴーヤの栽培による緑のカーテンなど、エアコンや扇風機以外に環境改善を行う方策を検討したい」と答弁されました。

その後、1年9ヶ月が経過しておりますので、調査研究される時間は十分にあったものと思われませんが、この間、どのように取り組んでこられたのか、またどのような環境改善策を考えておられるのか、そして今後どのように取り組まれるのかをお尋ねします。

**教 育 長** 三岳議員の質問にお答えいたします。平成24年6月議会の一般質問におきまして、教室へのエアコンまたは扇風機の設置については、子どもの精神的成長と環境、そして社会情勢、そして費用対効果、この3つの視点から、今は設置を考える時期ではないという、先程、三岳議員がおっし

やったような答弁をいたしております。現時点でも、その状況にはまだ変化がないのかなと私自身は捉えております。そしてもう一つは、各小中学校から各普通教室へのエアコン、扇風機の設置の要望があっていないということもございます。そうしたことから、今の設置を考える時期ではないとの考え方は変わっておりません。

また、平成24年6月議会で答弁しました調査研究につきましては、一つは太陽光発電の費用対効果について、もう一つはエアコン、扇風機以外の暑さ対策についてでございます。太陽光発電の費用対効果につきましては、シミュレーションをした結果、費用対効果が乏しいという結論を得ております。そこで、もし導入するのであれば、環境教育の一環として、もしくは災害時の非常電源として、という視点からの導入は考えられるのではないだろうか、そのように考えております。

次に、エアコン、扇風機以外の暑さ対策について説明をいたします。一つには、ゴーヤによる緑のカーテン、これは小串小学校で実践をし、一定の効果が認められました。二つに、ミストの気化熱による対策というのを考えておりました。これは平成24年の夏に実証施設を作成していただき、そして実験をいたしました。残念ながら費用対効果は期待したほどではございませんでした。三つ目は、おしぼり用冷蔵庫の設置ができないだろうかということも考えてみましたが、これは衛生面でやや問題があるのではないだろうか、そのように考えていたところです。なお、学校から暑さ対策として要望がありました中学校2階の相談室へのエアコンの設置、そして小串小学校北側の普通教室へのブラインド設置につきましては、教育委員会で現状を確認し、学校と協議をした上で平成26年度当初予算に計上させていただいているところです。これからの学校の暑さ対策についてでございますが、今後も学校の要望等を聞きながら取り組んでいきたいと、そのように考えているところです。ご理解をいただきたいと思っております。

**5 番 三 岳** ただいまの教育長の答弁を聞いておりますとね、1年9ヶ月前にお答えになった部分から、ほとんど進んでいないんですね。これは十分期間としてはあったと思うんですね。その間、その当時の答弁では研究するよという答弁をされておりますので、私は何らかのですね、例えば先程答弁の中でおっしゃったゴーヤの栽培ですね、それによる緑のカーテン、そうい

ったものの取組みをですよ、小串小だけでなく、他の小学校なり中学校なりにですよ、ゴーヤの種子とか、そういったものを購入されて実証試験をされましたか。

**教 育 長** 暑さ対策につきまして、教育委員会でこれをやりなさいと、あくまでも基本的には学校からこういうことをやりたいからというのが基本にはあるだろうというふうに思います。小串小学校は今ゴーヤをやっておりますけれども、それを教育委員会で石木も川小もやりなさいと、そういうふうには考えていないところです。

**5 番 三 岳** 教育長ですね、議員が提案したわけですよ。だから、その学校から上がってくるのを待っているということじゃないでしょ。調査研究をすると約束されたわけですよ。そしたら少なくともですよ、二夏あったわけですよ、昨年、一昨年、ですからその二夏の間ですよ、こういうことを議会で一般質問があったと、例えばそのことについてですね、教育長を始め、教育委員さんの中でこういう質問があったよと、どう対応しようかという話をされましたか。

**教 育 長** そのことにつきましては、教育委員会でも話をいたしております。

**5 番 三 岳** その話をしましたじゃなくて、じゃあその結果ですよ、教育委員会の中で、どういった方向性なりというのが出てきたんですか。

**教 育 長** 今の時点で一つだけ確認をさせていただきたいんですが、三岳議員がおっしゃったのは太陽光発電、あるいは扇風機の設置という主旨での質問だったろうと思います。そのことについて、教育委員会で話し合った結果、今川棚町でそれをする時期ではないだろうと、そういう話はいたしております。

**5 番 三 岳** それは教育委員会の総意と捉えていいんですか。

**教 育 長** 今の時点での総意と捉えていただいて結構でございます。

**5 番 三 岳** 私はですね、太陽光発電と申したのはですね、ランニングコストなんですよ、だからこれから維持管理にですよ、電力、その当時は料金引き上げ等もありましたので、それを賄うべく太陽光発電というのは、一つの方策であって、別に太陽光発電をしてもらわんでいいんですよ。なぜかと言えば、今の普通の電力を消費してクーラーを設置するという考え方で私は



結構なんですけれども、その当時はですね、そういった福島の事故等があったもんですから、そういう方に持っていかないと、なかなかクーラーの設置というのは難しいんじゃないかということで、その一例として挙げているわけですよ。ですから、環境改善、これは空調を設置してくださいということが私の基本なんです。その点はどうなんですか。

**教 育 長** 24年6月議会の三岳議員の発言の中で、太陽光を設置することによって、いわゆるエアコンの電気代が賄えるんじゃないかという発言があったと思うんですね。そういう意味におきまして、教育委員会としてはセットで今の時点では考えて結論を出しているところです。

**5 番 三 岳** ということはですよ、将来とも小中学校には、そういったエアコン等の設置は考えていないということですね。

**教 育 長** あくまでも今の時点という答弁としておりますので、将来において永遠に考えていないという意味合いではございません。今の時点ですね、長崎県でエアコンを設置しているのは島原に一校ございます。これは火山の影響だと思えます。今の時点ですね、川棚町がですね、全小学校にエアコンを設置するという状況ではないだろうと、そういう考えもございます。将来、永久にかと言われると、そこまでは考えておりません。

**5 番 三 岳** あの、24年の質問の時にはですね、6月に私は質問したわけですね。教育長の任期が、その年の9月だったんですよ、だからそのある意味ですね、なかなか先のことを答えられないというのは、そういう意味で我慢せろよという答弁だったのかなという解釈をしたんですよ。しかし、2期目の教育長になられて1年半経過しているわけですね。そういった中ですよ、将来、と言いますか、そういったことも含めて現時点では考えていないというのはですね、私は今ですね、環境の問題というのは、PM2.5、それとか黄砂とかですよ、温暖化、こないだ東京あたりは大雪だったんですね。そういった気候変動が激しい時期になっているわけですね。そういった中ですね、前回教育長が答弁されたときに、子ども達は精神的な成長が快適な環境では育たないと断言されたわけですよ。その環境をですよ、快適な環境にしてやるのが教育長の務めではないかと私は思うんですが、その点はいかがですか。

**教 育 長** 快適な環境で育たないという発言は、たぶんしていないと思

ます。これは議事録の中で確認をしたいと思いますが、ただ、子ども達が育つには、自然の暑さ、寒さの中で育つという発言はしたと思います。

**5 番 三 岳** 私も議事録を確認したうえでの発言でございます。確認をしてください。

**5 番 三 岳** そういった確認作業というのは時間がかかりますので先にいきますよ。

基本的な考え方の中にですね、どうも教育長はですね、我慢しなさいと、暑さ寒さは当然だよと、しかしですね、エアコンを設置してですね、1年中フル回転ということではないわけですね。例えば、梅雨時とか、夏休みもありますので9月ぐらい、それとそのいわゆる厳寒期と言いますかね、1月、2月のほとんどその毎日エアコンをつけるということではないと思うんですよ。ですから、調査研究の中にはですね、都市部を調べてもらえば分かると思うんですが、これはいわゆるランニングコストというのがどうなのかという調査も含めてですね、1年9ヶ月の間にその分を調べられましたか。

**教 育 長** 都市部という限定ではなくて、太陽光でどれぐらい賄えるかということについては調べておりますので、次長の方から答弁させます。

**教 育 次 長** こちらの方で検討しましたのは、中学校の場合というのを限定しながらですね、あくまでも川棚町の例ということで、エアコンがどの程度消費電力があるかというのを検討しております。中学校の場合ですね、エアコンを設置した場合、年間3万9千キロワット使うという想定をいたしました。これは、1日エアコンを4時間程度使用した場合ですね、この程度の消費電力になりまして、ソーラーの絡みもありましたので、ソーラー発電をした場合ですね、このエアコンの電力の54%を補えるというふうなことになります。3万9千キロワットでございますので、費用的には62万4千円ですね、それだけかかるということになります。以上でございます。

**5 番 三 岳** 今次長が言われた1日4時間、これは年間を通してということなんですか。実際はですよ、先程言いましたように、使わない時期もあるわけですね、春、秋ですね。そういったものも入れての3万9千キロワットですか。

**教 育 次 長** あくまでも6月から夏場を考えた3ヶ月程度ですね。これを想定した電力量でございます。以上です。

**5 番 三 岳** 例えばですね、今中学校の例を出されましたがね、あと3つの小学校とですよ、中学校も含めて4小中学校にですね、全室にエアコンを設置した場合の設置費用とですよ、そしてそのいわゆる維持管理にかかる経費、そういったものの試算はされておりますか。

**教 育 次 長** 工事費に関しましては、4小中学校の空調工事をした場合ですね、だいたい1億3千万円程度かかるという試算をしておるところでございます。なお、もし各小中学校に太陽光発電を設置した場合、20キロワットの発電量のものを設置した場合ですね、そちらの方にも1億円程度かかるという試算をしているところでございます。以上でございます。

**5 番 三 岳** 試算はですね、私の方とだいたい同じなんですけれども、例えば合わせましてね、2億3千万円というのが、子ども達にとってのいわゆる投資なんですよ。それが多いのか少ないのか、そのシーズンのにはですね、梅雨と夏場だけなんですよ。そういったものにですね2億3千万円投資するのがどうなのかと、しかしこのことについてはですよ、ここで教育長と私が議論をしても、教育長が全くその考えがないのにですね、いくら議論しても一緒と思うんですよ。だから先程、その将来的にもですよ、現時点ではという表現ではありましたけどね、いわゆるエアコンを設置する考えはないとでしょ。どうですか。

**教 育 長** 将来的には、私が考えておりますのは、たぶん温暖化、いわゆる気候変動、これがどこまで進むか分かりませんが、国の方で補助事業でもっと良いのが出てくるんじゃないだろうかと、そのような予測はしております。今ですね、長崎県の中でも1校しかやっていない状況の中で、というのは非常に難しいのかなと考えておるところです。たぶん、もうこれ以上、いわゆる3学期、今大村市が扇風機を付けていますね、あそこは2学期制ですよ、今度佐世保が扇風機を付けるという話を聞きましたけど、あそこも2学期制ですね。そういうことを考えていきますと、まだ今の段階で、いつからやるというのは非常に難しいのかなと、エアコンの設置とかいうことを考えた場合にですね、いつからやるかというのを明言せろと言われるのは非常に厳しいのかなと、そういう思いでございます。

**5 番 三 岳** あの今、教育長が佐世保市の例を言われましたよね、これは平成25年度中に全学校にですね、扇風機を2台付けるということだそうです。

ちょっと聞きましたらですね、これのちょっと試運転をしたと、この2台を最強にして回してみたところ、とてもじゃなく音がうるさくてですね、話が聞こえないと、そしておまけにペーパー類が飛び散るといふ、そういった問題もあるわけですね。しかし先程教育長が言われた精神的な面のことを考えればですね、これは佐世保市は教育長とちょっと違う考えでしょうね。とりあえず扇風機を設置しようということになったわけですから、その精神論だけでですね設置しないというのはいかがなものかと思いますが、そこはどうしても譲れない部分ですか。

**教 育 長** 24年6月の議会において答えたのは三つの視点でございます。

一つは子どもの精神的成長の視点、それから社会情勢、それから費用対効果、その三つの総合として答弁を出したつもりでございます。

**5 番 三 岳** その三つの観点と言われますけどね、その三つの観点が教育長と私はずれてるんですよ。だからその費用対効果、これはですね、それは金がかかるんですよ。だから先程言った設備を設置するだけで2億3千万円かかるんですよ。だからそのことがどうなのかというのをですよ、例えば行政の方でやっていますね、第5次の計画の中の実施計画の中にですよ上げてみるとか、そういったことは考えていないんですか。

**教 育 長** その件につきましては、教育委員会とも協議をしてですね、やっぱり総合計画にあげるのであれば、教育委員会の意見ももう一回きちんと話をしてからということになると思います。だから教育長が変わっても教育委員会の方針として残っていくと、そういうものじゃないかというふうに考えます。以上です。

**5 番 三 岳** それはちょっと違うんじゃないですか。先程、教育委員会の総意ですかと聞いたときに、「そうですよ」という答弁だったでしょ。ということは、教育委員会に今からかけてもですよ、もしそれを諮られてもですね、そのことについては設置する必要ないよという結論しか出ないんじゃないですか。

**教 育 長** これからも総合計画に載せる気があるんじゃないかというふうに私は質問を捉えましたので、これからの総合計画ということになると、また違ってくるんじゃないですかね。私はそういうふうに考えて答弁をいたし

ました。

**5 番 三 岳** なかなかこの総合計画に上げて実施計画、その町長が評価をされると思うんですが、前回の質問のときに町長は、そういう事業が上がってきたときにはですよ、やはり適正な判断をするということまで町長は答弁されたと、私は記憶しておりますが、やはりあの、もともと原点で設置する必要がないとお考えのことをですよ、いくら査定といいますかね、そういうものを受けてもですね、前には進まないと思うんですよね。だから先程言ったように、環境がこれだけ大きく変わってきていると、特に今PM2.5とかですよ、先程言いましたそういった気象要因がいっぱいあるわけですね。そういう中ですよ、いや従来どおりですよと、これは教育長は半世紀前の小中学校の環境を考えていらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、やはりこれから先の子ども達のためにですね、そこはもう少し前向きの考え方を示して欲しいんですが、変わりませんか、やはり。

**教 育 長** 三岳議員がおっしゃいますように、気候が変わってきたということについては、私も十分に理解ができる場所です。そして、先程申し上げましたように、これから先もう国としてもいい補助事業をやらないといけないと、そういう状況の変化もあるんじゃないかというふうに考えているところなんです。したがって、今ですね、するとかしないとか、状況の変化を見ながら考えていきたいと思っている所存です。

**5 番 三 岳** 状況の変化を見ながらといいながら、現時点では考えていないわけでしょ、教育長は。だから、その部分を考え方を、より変えないと先へ進まないよと私は申し上げているわけですね。その点はいかがですか。

**教 育 長** 三岳議員と私でちょっとずれているように思うんですが、今議論をされていてですね。三岳議員は今のことを言いながら先のことをおっしゃっていますよね。私は今現時点の答えを今出しているわけですよ。そして、将来については、例えば国の政策の変更があるでしょうし、気象がもっと悪くなるということもあり得るだろうと考えているところなんです。そこらあたりの認識がちょっと違って、意見がすり合わないのかなという気がいたしているところなんです。

**5 番 三 岳** 教育長、私はですね、通告の中にも記載しておりますようにね、調査研究の結果、今後どのように取り組むのかという質問をしているわけで

すね。ですから、現時点では考えていないということであればですよ、今の答弁、ずれているとおっしゃいますけれども、私としては今後のことを含めた質問通告をしているわけですね。ですから、先のことは先で考えるということでは受けとめられないんですが、そういうふうに受けとめていいんですか。

**教 育 長** もう一度申し上げますけれども、今の段階で設置は無理だと、これは変わりません。

**議 長** 少し論点整理をしながら方向性を出していかなと、今の議論を続けても、おそらくかみ合わないと思います。そういう視点で双方、答弁、質問をしてください。

**5 番 三 岳** 教育長、前回の質問から1年9ヶ月と先程申しましたよね、その間ですね、そのやはり将来的なことも含めてですよ、教育委員会としての方向性というのをですよ、当然出す時間はたっぷりあったでしょ。そういった中で、私が先のことを聞くのがおかしいんですか。そのことも含めた調査研究だったんじゃないですか。私も本当は教育長に2期目に就任された後にすぐ聞こうかと思ったんですが、どうも進んでいないよと、今日まで待っております。ということは、これは将来のですね、方向性も含めて、どのような取組みをされるのかというのをですね、私は前回一般質問をした者として結果を聞きたい。そして、例えば今年度予算にですね、小学校と中学校の空調改修工事というのがありまして、予算書の説明はまだ受けておりませんので、もしかしたら、これはされるのかと思ったんですが、改修となっていましたので、たぶんこれは職員室か校長室あたりをするのかなという判断をしたんですよ。ですから、非常に2年近くですね、待たされて期待していた結果、先程申しましたように、ゴーヤの試験栽培なども小串以外はしていないと、ミストをしたけれどもだめだったということは、1年9ヶ月余り何ら取組みがされていなかったんじゃないかとしか受けとめられないんですね。そういった中でですよ、やはり教育長の固定観念として、エアコンは設置しないよというのがどうしてもぬぐえないわけでしょ。ですから、先に進まないんですよ。少しでも、そのことについては、今はこういう環境が変わったんだからということ踏まえて、今から調査研究というのもされんでしょうね。今まで調査研究をされてきたんでしょから。その点がずれている

んですね。私はあえてすらそうと思っていないんですよ。だから、その別に太陽光発電をせんでもいいんですよ。今ね、電気料金は上がるかもしれんですけど、それだけのコストを子ども達にかけるという考えがあれば、それは町長だって予算は付けてやるぞと、もしかしたら言われるかもしれないと思いますのでね、そういう意味での方向性を私は求めたわけですね。いかがですか。

**教 育 長** 先程答弁いたしましたように、三岳議員は調査研究をしていないと、そういうふうにおっしゃいましたけれども、教育委員会として先程やったこととお答えいたしました。その中で、今の時点で将来のことについて見通しを示せということでございますが、先程申し上げましたように、そこについては議会で答弁するだけの資料を持ち合わせておりません。誠に申し訳ございません。

**5 番 三 岳** 教育長、もうこれ以上言いません。今後、さらに調査研究をしていただくという捉え方でよろしいでしょ。ですね。もうしないんですか、調査研究は。そこなんですよ。だから、結論は、今日は資料を持ち合わせていないから出せないよと言われるのであればですね、今後さらに調査研究をすると、しかし、その中にはですね、教育委員さんを始めですよ、学校長、保護者、子ども達に聞けば、全員がせろということでしょうから、そういったいろんな意見を聞いた上で最終判断をするということはどうでしょうか。しないんですかそれとも。

**教 育 長** 調査研究ということについては、今の時点では考えません。ただ、いろんな学校の状況とか、それから実は昨年もかなり暑かったですね、その時に学校を見に行きました。夏休みの後半からものすごく暑い日が続きまして、非常に心配しておりますですね、どんな状況だろうというのは見に行ったんですね、したがって調査研究といいますと、ここでまたどんな調査研究をしたのかというのが出てまいりますのでね、ただ、今これから先、一番先にやらなければいけないところはどこだろうとかですね、そういう視点では考えていきたい、そのように思います。以上でございます。

**5 番 三 岳** 今の教育長の一番先にやらんばいかんというのは、どういった意味なんですか。

**教 育 長** いろんな意味でと捉えられたかも分かりませんが、例えば暑さ

対策の中で、今4校の中でどこが一番最初に取り組むべきところだろうかとか、そういう視点ではしっかり見ていきたいという意味でございます。

**5 番 三 岳** 教育長は、どうしても調査研究はやらないよということをおっしゃったわけですね、今。先程の答弁の中で、もうこれ以上、調査研究はやらないと。ということは、いわゆるエアコンの設置は考えないよという受け止めしかできないんですよ。もし、その設置すると、例えばその10次計画の中に上げるよとかいう発想があればですよ、さらに調査研究せんばいかんちやなかとですか、いかがですか。

**教 育 長** 今のところ太陽光発電を付けていくらぐらいかかるとかいう、そういう調査研究はいたしておりますですよ。三岳議員がおっしゃる調査研究というのが、どういう意味でおっしゃっているのかというのが、私の方がよく理解できないんですが、申し訳ございません。

**5 番 三 岳** これはですね、太陽光を外しても構わんです。要するに、学校に空調設備を設置するという考え方です。

**教 育 長** 空調設備ということは、エアコンと扇風機を含めてということですか。エアコンだけ。

**5 番 三 岳** エアコンを設置するための調査研究をしてみてくださいよ。

**教 育 長** そこは、先程申し上げましたけれども、今の時点で明確にした視点での答弁はできる状況ではありません。

**5 番 三 岳** 私はね、教育長にね、今すぐ設置せろとは言っていないんですよ。設置するための調査研究をしてくださいと言っているわけですよ。それすらできないんですか。

**教 育 長** 今、三岳議員がおっしゃったのは、設置するかしないかの調査研究ではなくて、設置するための調査研究とおっしゃいましたよね。そのところが非常にですね、例えば県立学校が今設置しておりますね。あれも設置の費用、電気代、すべて保護者負担ですよ。そういう状況の中でですね、設置を前提とした検討ということになると非常に難しい、そのように思います。

**5 番 三 岳** 10分ありますので、どうも教育長と私はずれている。なぜかと言えばね、設置しないための調査研究というのがあるんですか、どうです



か。

**教 育 長** 設置するかしないかの調査研究というのは、僕はあり得るだろうと思います。しかし、設置しないのであれば調査研究する必要はありません。

**議 長** 論点を少し整理しながら詰めていかんと、今のままでいっても議論は噛まんと思いますが、それぞれ考えながらご発言ください。

**5 番 三 岳** それでは教育長、設置するかしないかも含めて検討しますか。

**教 育 長** そういうことであれば、今後先程申し上げましたように状況の変化は出てくると思います。したがって、検討の対象になってくる、そのように思います。

**5 番 三 岳** なんか今の答弁もですね、なかなか信用できないような答弁なんです。なんか意味を持たせすぎた答弁で、設置するかしないか検討しますでいいんですよ。私は。その意味深な答弁をされて、「あん時はこがん答弁しとったけん、しとらんばってん、あがん答弁しとったでしよ。」と何か言われそうなんです、私が言うとおりに言うてください。設置するかしないか今後検討しますと、そういった答弁はできないんですか。

**教 育 長** 私は教育長としての答弁をしておりますので、三岳議員の言うとおりの答弁というのはなかなか難しいのかなというふうには思います。

**5 番 三 岳** それでは教育長としての答弁をお願いします。

**教 育 長** それは先程答弁いたしました。

**5 番 三 岳** 私が再度求めたのはですね、先程の答弁というのの後にですね、私が設置するための検討という言葉を使ったためにですね、その先程の教育長の答弁というのがかすんでしまったんですよ。その曖昧模糊とした表現じゃなくて、きちっとした教育長としての答弁を再度求めます。

**教 育 長** 教育長としての答弁をしているつもりですが、今、現時点でエアコンの設置を考えていないという答弁はもうしておりましたね。将来にわたって例えば補助事業のもっと良いものができたりとか、あるいは全国的にもうこれでは耐えられないぞと、子どもの環境をもっとよく考えていかなければいけないぞと、そういった状況の変化は当然出てくるだろうというふうに考えます。そういった時点でエアコンの設置というのは、考えられてくるのではないかと、その時点では教育長としてもきちんと考えていかないとい

けないなというふうに考えているということでございます。

**5 番 三 岳** たぶんですね、これ教育委員会、教育長としてのですね、方向性にしろ、するしないも含めてですね、これ非常に時間がかかりそうですね。その要するに財政的に厳しいという部分も町長の説明の中でありましたように、非常に厳しい中で、そういった子ども達に対する施策というのをですね、私は充実してほしいと思ってるんですね。先程、小谷議員からも質問がありますように、子ども達に今まであまり金をかけてこなかったわけですね。ということはですね、いわゆる民生費等が突出をしておりますが、そういった中でですね、やはり私は教育費についてもですね、十分と申しませんが、それなりの予算を確保して、子ども達の学習環境が少しでも良くなるように、教育長とは違うんですけれどもね、快適な環境で、いわゆる学校生活を送れるような環境整備に努めていただきたいというふうに思います。

これ以上言ってもですね、また半年後ぐらいに質問をしたいと、どのようになつたかというのを追跡をしたいとします。ちょっと今回はですね、期間が空きすぎて、教育長も忘れておられる部分はかなりあったんじゃないかと思しますので、次はですね、教育長が「うん。」と言うまでやりたいと思います。時間がないので、私の質問はこれで終わります。

( 1 5 : 4 4 )

**議 長** 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 5 : 4 5 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_